

陳 情 回 答 綴

(陳情第 50 号～第 69 号)

令和 5 年第 5 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 50号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第 51号	行政にかかる諸問題について	19
陳情第 52号	行政にかかる諸問題について	29
陳情第 53号	行政にかかる諸問題について	49
陳情第 54号	障害者施策等の充実について	65
陳情第 55号	皇室の行幸について	67
陳情第 56号	公文書管理について	69
陳情第 57号	児童発達支援センターの充実について	71
陳情第 58号	歯科検診について	73
陳情第 59号	予防接種について	75
陳情第 60号	公共施設の跡地活用について	77
陳情第 61号	行政にかかる諸問題について	79
陳情第 62号	特定外来生物について	93
陳情第 63号	行政にかかる諸問題について	95
陳情第 64号	公共交通について	97
陳情第 65号	公共交通について	99
陳情第 66号	堺環濠都市北部地区について	101
陳情第 67号	堺東駅北側通路について	103
陳情第 68号	感染症対策について	105
陳情第 69号	放課後施策について	107

番 号	陳情第50号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	12月18日
<p>(審査結果)</p> <p>第4項</p> <p>広報さかいに掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を見やすく表形式で掲載するなど、内容の充実に努めています。</p> <p>また、広報さかいでは紙面のスペースに制約があるため、議案や審議等の詳細については、堺市議会ホームページを活用し議案書や会議録及びインターネット議会中継をご覧いただけるようにしており、「議会のうごき」の紙面ページにも二次元コードを掲載して、当該情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、印刷媒体よりも即時性に対応した情報発信を行っています。</p> <p>今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどをおして、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第50号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）</p> <p>本市では、伝統産業等をはじめ堺の持つ類いまれな歴史を発信することで、国内外からの来訪者を堺に誘客し、観光や宿泊等を通じて地域経済の活性化に繋げる取組を進めています。</p> <p>また、堺市基本計画2025では、重点戦略に「人生100年時代の健康・福祉～Well-being～」や「強くしなやかな都市基盤 ～Resilient～」など5つの重点戦略を掲げ、市民の暮らしを守り、持続可能な都市経営の実現するための取組を推進しています。</p> <p>令和6年度当初予算編成においても、重点的に取り組む分野の一つに「安心して暮らし続けられる堺」を掲げ、高齢者、障害者、単身世帯など、それぞれの状況や特性に応じた健康増進や生活環境の向上、大規模災害への備えや地域との連携による治安の向上など、市民生活の日々の安全・安心を確保するための取組を推進することとしています。</p> <p>今後とも、社会経済情勢を注視し、市民の皆様の暮らしを守る取組の推進に努めてまいります。</p> <p>第6項（広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」は行政からのお知らせに加え、市の魅力や変化、セーフティネット情報を伝える「市政トピックス」や「特集面」を設け、紙面を構成しています。</p> <p>令和5年6月号や7月号では、「低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」や「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」を市政トピックスで取り上げました。また、「ヤングケアラー」のための相談窓口に関しても紙面の3分の1程度の大きさで掲載しました。</p> <p>今後も市政情報を大きく取り上げる紙面で、市民の方の暮らしを守るセーフティネット情報を掲載し、大切な情報が得られずに、取り残される方がいないよう、全戸宅配の広報紙でしっかりと掲載し、お届けします。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（広報戦略部広報課）（ICTイノベーション推進室）</p> <p>「広報さかい」に掲載する情報は、インターネット環境を持たない方などに配慮して、必要な情報はできるだけ掲載しています。</p> <p>10月号や11月号に掲載したスマホ教室の記事では、紙面上で具体的な日時・場所・講座内容を全て掲載し、12月号でも同様に掲載しています。</p> <p>なお、令和5年8月号では、ICTイノベーション推進室と連携し、高齢の方やスマートフォンをお持ちでない方向けに、「スマートフォンでできること」や「検索の方法」などを巻頭特集として大きく掲載し、二次元コードを使わずに伝わるよう工夫して作成しました。</p> <p>高齢の方をメインターゲットとしない内容であっても、インターネット環境を使用できない方も詳細情報をすぐに問い合わせできるように、全ての記事に担当課の電話番号とFAXを記載しています。今後も、限られた紙面スペースを有効に活用しながら、市民の皆様の期待に応える紙面制作に取り組みます。</p> <p>また、ICTの利用が苦手な方に対しても、ICT活用による便益を受けていただけるよう、デジタル・ディバイド対策に取り組んでおり、今年度、事業者と連携しスマートフォン教室を区役所等で開催しています。</p> <p>第8項（広報戦略部市政情報課）</p> <p>委託業務での個人情報の取扱いについては、事業者への指導・監督を十分に行うこと、不要になった個人情報のデータ削除を必ず確認することなど、改めて各所管課に周知を行いました。</p> <p>また、検温カメラの顔写真画像等のデータについては、個人情報の流出はありませんでしたが、一部の所管課で顔写真画像等が検温カメラ内に保存されているという認識を持たずに、取得・保存していた等不適切な対応が行われていたため、物品購入時の仕様確認、施錠のできる場所での保管、不要なデータの適切な削除など、個人情報保護対策の徹底を各所管課へ指導しました。</p> <p>個人情報の取扱いについて、漏えい等があった際には市ホームページで公開し、同様の事例を発生させないように原因の究明や再発防止策等の検討を行い、庁内で情報共有しています。今後も委託業務において個人情報が流出しないよう、より一層、事業者への指導・監督を行い、個人情報保護対策の徹底に努めます。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（ICTイノベーション推進室）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課・医療年金課）</p> <p>国は全ての被保険者について、マイナンバーカードを取得していない方、若しくはカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方であっても、従来どおり安心して確実に必要な保険診療を受診いただける環境を整えるとしています。また、国が推進する健康保険証とマイナンバーカードの一体化は、マイナンバーカードを利用して医療機関等を受診していただくことで、正確なデータに基づく診療・薬の処方を受けられるようになることから、利便性の向上につながるものと考えています。なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における現行の健康保険証の取扱いについては、今後の国の動向を注視します。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙公報については、配布洩れを防ぎながらできるだけ速やかな配布に努めているところで す。今後も有権者に1日でも早く届くように努めていきます。</p> <p>投票率は立候補者数や立候補者、選挙の争点、投票日の天候等様々な要因によって影響され ます。</p> <p>選挙管理委員会としては、有権者に対して選挙が実施されることをお知らせするため、投票 日や投票時間、投票所等をお知らせする選挙時啓発を実施しています。周知する方法として、 入場整理券の配布、広報さかいや市ホームページ、自治会掲示板や南海電車内等多数の選挙人 人が目にし易い箇所に啓発ポスターを掲示しています。また、市内981か所の公営ポスター 掲示場には選挙名・投票日・投票時間等を掲示し、市のツイッターやライン等SNSの活用によ る啓発も実施しています。</p> <p>また、投票日当日には啓発宣伝車による投票の呼びかけを行い、周知を図ったところです。</p> <p>選挙啓発については、啓発効果と費用を勘案して取り組んでいく必要があると考えておりま すので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第11項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>郵便投票の対象者を現行の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大する よう、今後も指定都市選挙管理委員会連合会を通じて、実現に向けて法改正要望を継続してい きますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>選挙当日の投票所は投票区毎に1か所、交通の利便性等を考慮し、また地域住民のご意見、 ご要望を勘案し、投票区内の選挙人の身近にある学校や地域会館等をお借りして投票所を設置 しております。</p> <p>投票所の増設は投票区域を分割し、投票所を設けることとなります。そのためには、地域住 民のご意見やご要望を踏まえ、投票所経費も考慮して決定していく必要がありますので、ご理 解いただきますようお願いいたします。</p> <p>「誰もが投票しやすい環境づくり」を進めていくため、今後も地域の方々のご意見を伺いな がらよりよい投票環境の整備を図るため、投票所においては、臨時的にスロープを設置する等 により段差解消を図り、点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを配置するなど、今 後も進めていきます。</p> <p>また、開票事務については、事務従事者向けの説明会やリハーサル等により、正確な開票事 務の実施に努めていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（市民生活部生涯学習課）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しています。公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。</p> <p>ご利用にあたってはお住いの地域から遠く、ご不便をおかけする場合もございますが、今後も市民の皆様の身近な生涯学習施設として、利便性の向上に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第13項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>本市では、「第5期さかい男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、女性活躍の推進に向けた機運醸成の取組、性別役割分担意識の解消に向けた啓発講座の実施、DVをはじめとした暴力の防止と被害者の保護・自立支援に向けた取組等を市民や関係団体、関係機関、事業者と連携しながら推進しています。</p> <p>また、本プランの基本方針3「すべての人にとっての安全な暮らしの実現」では、施策の基本的方向性として「生涯にわたる健康支援」を位置づけており、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるよう、生命と性を尊重する啓発を行っています。</p> <p>今後も国の動向を注視しながら、意識啓発のための取組を推進します。</p> <p>第14項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）</p> <p>男女共同参画センターは、男女共同参画の施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。</p> <p>女性だけでなくすべての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携に努めます。</p> <p>区役所の会議室については、本市の事務事業又は関連する会議等を行うことに利用しており、個々の利用には供していませんので、ご理解のほどお願いします。</p> <p>また、「区民プラザ」・「区民活動支援コーナー」を開設している区もあります。これらの施設には、打ち合わせなどに利用できるミーティングスペースを備えており、市民活動の場としてご利用いただくことができます。ご利用にあたっては各施設にお問い合わせいただくようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課）</p> <p>本市では、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を踏まえた取組を進めています。</p> <p>生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な問題だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。生理用品の配布をきっかけに、相談・支援につなげることを目的として、ダイバーシティ企画課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布を行っています。</p> <p>また、学校では、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による対応と並行して、トイレ等に設置する方法での配布もしています。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を踏まえつつ、今後も、様々な背景や事情がある女性を相談や支援につなげるために有効な配布方法や配布場所等について検討します。</p> <p>第16項（ダイバーシティ推進部人権推進課）</p> <p>堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部・ピースメッセンジャーの紹介、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。</p> <p>また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、これまでも活動の後援等を行ってききましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（中区役所深井駅周辺地域活性化推進室）</p> <p>中区では、深井駅周辺地域の活性化のため、水賀池公園の機能強化と地域資源を活かした取組の連携により、駅周辺地域の賑わいを創出し、中区全体への波及効果を図ることを目的とした深井駅周辺地域活性化事業に取り組んでいます。令和4年7月に深井駅周辺地域活性化事業基本構想を策定し、深井駅周辺地域活性化の第一歩となる水賀池公園整備について、同年12月に水賀池公園整備基本計画を策定いたしました。</p> <p>基本構想及び基本計画の策定にあたっては、市民等への意見募集を実施しており、広報さかいや市・区のホームページへの掲載と併せ、市政情報センターや各区役所の市政情報コーナー、各図書館等に資料の配架を行い、頂いたご意見に対する本市の考えについて、区のホームページ等で公表いたしました。</p> <p>水賀池公園整備にあたっては、ツツジ・サクラ、親水施設など市民から親しまれている公園の特色を活かし、多様な世代が集い交流する中区のシンボルとなる施設整備に向け取組を進めており、令和5年5月から水賀池公園整備事業の事業者公募を実施しています。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（保健所感染症対策課）</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種として位置づけられており、厚生労働大臣の指示により全国の市町村で実施しています。</p> <p>本市でも、国の方針に基づき、現在「令和5年秋開始接種」を、接種を希望するすべての対象者が自己負担なく接種していただける体制を確保しています。</p> <p>重症化リスクの高い方が多い高齢者施設等において陽性者が発生した場合の周囲の方への検査は、令和6年3月末まで実施します。また、事業従事者の検査については、入所系・居住系施設は大阪府において、通所・訪問系サービス事業者は本市において、同様に令和6年3月末までそれぞれ実施します。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症にかかる検査で、医療機関で受診した場合の自己負担分については、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、抗原定性検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえて、公費負担は終了となっています。国は、令和6年4月から、新型コロナウイルス感染症対応を組み込んだ新たな診療報酬体制による医療供給体制に完全に移行することとしていることから、引き続き動向を注視しています。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（長寿社会部国民健康保険課・医療年金課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されたことに伴い、大阪府は、法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図る観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料」となる府内統一保険料率などを決めました。</p> <p>「統一国民健康保険料」の廃止については、国民健康保険法第82条の2第8項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、運営方針に沿わない事務となることから、本市としては実施することは困難と考えています。</p> <p>また、国民健康保険料の算定方式は、法令の規定上、4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）、3方式（所得割、均等割及び平等割）又は2方式（所得割及び均等割）のいずれかによるものとされ、「大阪府国民健康保険運営方針」において、医療分・支援分保険料はそれぞれ3方式、介護分保険料は2方式と定められていることから、本市は運営方針に従い算定、賦課しており、均等割をなくすことはできません。</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成31年4月からは、さらに18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡充しました。</p> <p>一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月当たり2,500円を超える場合でも、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。</p> <p>子ども医療費助成は、経済的な事情による受診控えを抑制するといった意見がある一方、大学の実証研究などにおいて自己負担額の無償化は過剰受診を招くことが報告されたと新聞報道されるなど、さまざまな見解があります。また、全国知事会や全国市長会が、全国一律の子どもの医療助成制度の創設を国に求めています。本市としては引き続き、子ども医療費助成制度に対する国や府の動向を注視したいと考えています。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。本市としては、他の政令指定都市と共同で、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、引き続き要望します。</p> <p>第21項、第22項（長寿社会部介護事業者課・障害福祉部障害福祉サービス課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課・子育て支援部幼保推進課）</p> <p>本市では、高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の処遇改善施策として、賃金等労働条件の改善に向け、本市ホームページによる情報提供など、処遇改善加算等の取得促進に努めています。また、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充等を行うよう、国に対して要望しています。</p> <p>さらに、保育施設、児童養護施設等の施設職員等の処遇改善についても、国制度において実施されており、制度活用を促し、また、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p> <p>第23項（長寿社会部長寿支援課）（建設局公園緑地部大仙公園事務所）</p> <p>平和塔については、堺市ホームページ内の「大仙公園（だいせんこうえん）」のページで紹介しています。「堺市における平和への取組」のサイトにも、当該ページに移れるようリンクを掲載しています。</p> <p>また、毎年8月15日、戦没者・戦災物故者への追悼の意を込め、平和塔前の礼拝堂を開放し献花する場を設けており、この取組を「広報さかい」に掲載して市民の皆様にお知らせしています。</p> <p>なお、老朽化に対する改修については、今後実施する調査結果を踏まえ、必要に応じて適宜実施する予定です。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安心して子どもを預けられるような保育環境を整える取組みを可能としています。</p> <p>処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しているところです。</p> <p>今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第25項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（教育委員会事務局学校教育部生徒指導課）</p> <p>ヤングケアラーへの支援については、既存の要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等のネットワークを活用して、学校をはじめとする関係機関と連携し、個々の課題に応じて必要となる福祉、介護、医療等のサービスにつなげています。</p> <p>また、今年4月より、子ども・若者の総合相談窓口である堺市ユースサポートセンターの機能を強化し、ヤングケアラーの当事者が様々な悩みを安心して打ち明けることができる相談窓口や、同じ立場の若者と思いを共有できるような居場所を設置しており、ホームページや広報さかいに掲載しているほか、市立小学校、中学校、高校へのチラシ配布など周知に努めています。</p> <p>今後も、庁内外の関係機関と連携し、ヤングケアラーへの支援の取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバスやバスの接近情報等が確認できるバスロケーションシステムの導入、おでかけ応援制度の実施など、公共交通の利便性向上や利用促進に交通事業者とともに取り組んでいます。</p> <p>また、おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、障害者や妊産婦は対象としていません。</p> <p>本市としては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p> <p>第27項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）</p> <p>本市では、交通という切り口から、環境、健康福祉、観光、産業振興など様々な分野にわたって、堺都心部の魅力を大きく向上させるSMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトに取り組んでおり、都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT施策等について、常に挑戦し続ける本市の姿勢を示すことで、地域・人・情報・サービスをつなぐソフト・ハードの骨格の形成や、便利・快適かつ安全で魅力的な公共交通の実現などを図って回遊性を向上させ、都市のイメージやブランド力の向上、ひいては地域全体の魅力向上や活性化を図ります。</p> <p>SMIプロジェクトでは、堺都心部と美原をはじめとした市域東部を直通急行バスで結ぶSMI美原ラインや、堺駅ー堺東駅間において先進技術を採用入れて公共交通の利便性や快適性、安全性を向上させるSMI都心ラインの導入などに取り組んでいます。</p> <p>SMI美原ラインについては、今年度、10月2日（月）から12月15日（金）までの期間で実証実験を実施しています。令和4年度及び今年度の実証実験の結果を踏まえ、今後、本格運行を見据えて検討を進めます。</p> <p>また、SMI都心ラインについては、今年度、市民や学識経験者、地元関係者、国、交通事業者、交通管理者、道路管理者などで構成するSMI都心ライン等推進協議会を設置しており、参画する多様な主体の意見をふまえ、SMI都心ライン等導入計画の作成を進めます。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（土木部土木監理課・サイクルシティ推進部自転車企画推進課） 道路の白線については、パトロールなどの点検による発見や市民の方々からの通報等により随時補修を行っています。また、横断歩道や停止線など警察所管の白線については、警察へ補修するよう求めています。引き続き、安全・安心に道路利用できるよう適切な維持管理に努めます。</p> <p>第29項（サイクルシティ推進部自転車対策事務所） 商業施設を含む駅周辺の駐輪場については、放置防止の啓発や放置禁止区域内においては放置自転車等の撤去を実施しています。引き続き、啓発を推進するとともに、利用状況や周辺施設の土地活用状況などを踏まえ、必要に応じて駐輪場の拡充等を検討します。</p> <p>第30項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課） 自転車事故抑制に向け、まずは交通ルール遵守の啓発が重要であるため、交通管理者と連携して、街頭指導や交通安全教室等を重点的に実施しています。 また、ヘルメット着用率向上については、ヘルメット着用の機運醸成が重要であるため、区民まつり等の様々な機会を捉えて啓発活動に取り組んでいます。引き続きヘルメット着用状況を把握し、効果的な啓発活動の実施や、他都市の状況等も踏まえたヘルメット着用率向上に向けた取組を検討します。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項（中央図書館総務課）</p> <p>本市図書館では多様化する市民ニーズに応えるため、行政資料も含めた様々な資料の収集・保存・提供を行っています。併せてインターネットからも情報取得できるよう、全図書館に無料の公衆無線LANを整備しています。また、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算の充実に努めています。ご利用いただく方の課題解決を支援するため、図書館資料の充実に努めます。</p> <p>第32項（教職員人事部教職員企画課・教職員人事課）</p> <p>教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。</p> <p>また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童生徒は含まないこととしています。</p> <p>学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>教員が余裕をもって子どもに向き合う時間を確保し、教員にしかできない業務に専念することができる環境の整備を学校園とともに計画的、継続的に推進します。</p> <p>第33項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業は、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。</p> <p>また、運営については民間事業者を活用し、本事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行っています。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第34項 (学校管理部学校給食課)</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。多額の公費を伴う学校給食費の無償化の実施は、現時点では困難な状況です。なお、令和5年度2・3学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しているものです。国に対しても、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。</p> <p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者、保護者、教職員で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」からの意見をふまえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在、令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、令和7年度からの全員喫食制の中学校給食の開始に向けて、取り組んでいます。なお、政令市の多くでは給食センター方式が導入されており、近年、新たに中学校給食を開始する市においても、給食センター方式を導入しています。全員喫食制の中学校給食の実施に向けては、保護者や教職員からの意見も参考にして、安全安心な給食の実施に取り組みます。</p> <p>第35項 (教育センター能力開発課・学校ICT化推進室・学校教育部教育課程課)</p> <p>さかい学びサポート事業 (旧マイスタディ事業) については、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解に一定の効果があったものと考えておりますが、一方、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和2年度をもって廃止しました。</p> <p>本事業の目的であった家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上に向けては、児童生徒用パソコンにおける学習コンテンツを活用し、児童生徒が自分のペースを大切にしつつ、学習上のつまずきを確認しながら学ぶことができる仕組みを整備し、個々の学びの状況に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。</p> <p>各学校には、各種学力調査の結果分析から明らかになった児童生徒のつまずきの状況と学習の系統性や学習コンテンツとの関連を示しています。それに基づき、各学校では授業改善の取組の推進や、授業や家庭学習での学習コンテンツの有効活用を図っています。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第36項（学校教育部教育課程課・教育センター能力開発課）</p> <p>チャレンジテストについては、実施の目的を考慮し、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために行われているものと認識しています。</p> <p>小学生すくすくウォッチにより、児童の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かし、また、学校では指導の改善・充実に役立てることができると考えております。毎年、調査内容の重複等について見直しを行っており、令和4年度の小学生すくすくウォッチから、教科や教科横断型の調査については受検しますが、アンケート調査は、本市が実施するCBTによる学習・生活状況調査（児童生徒用パソコンを活用した質問調査）により代替することとし、アンケート調査においては受検しないこととしました。</p> <p>第37項（学校教育部生徒指導課・教育センター企画相談課）</p> <p>不登校児童生徒の支援については、児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で見極めを行った上で、個々の状況に応じた支援を検討しています。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、組織的かつ継続的な支援をしています。また、長期の対応が必要となる場合は、段階的な指導の必要性について保護者の理解を得ながら、別室指導やICTを活用した学習などの実施、また、場合によっては、学校外の教育支援教室やフリースクール等の民間施設など、様々な関係機関と連携して、社会的自立に向けての支援を行っています。さらに、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目標に、不登校の未然防止、早期解消に重点を置き対策を強化するため、不登校対策のアクションプランの策定を進めています。</p> <p>フリースクールにつきましては定義がなく、取組の内容についても個々様々であり、多様な実態があることから、補助金につきましては慎重に検討する必要があると考えています。なお、現在、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設への通所に要する交通費の負担軽減措置として、各校で通学定期券購入のための証明書を発行しています。</p> <p>また、学校生活や家庭教育等について、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置及び派遣、必要に応じた関係機関との連携、さらに、市内2ヵ所で開催している面接教育相談や24時間受付している電話教育相談等の相談業務を通して、児童生徒のみならず保護者等の悩みに寄り添った支援を行っています。</p> <p>第38項（学校管理部学校施設課）（危機管理室防災課）</p> <p>学校体育館の空調設備の充実にあたり、各自治体の取組事例等を参考に教育環境と避難所環境の2つの視点から現在検討を進めており、今年度内にその方向性について取りまとめる予定です。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第39項（総務部学校改革推進室）</p> <p>「学校群」とは、中学校区を構成する小・中学校を1つの単位として捉えたもので、本市では、「新たな学校のあり方」として、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むため、それぞれの子どもに応じた「個別最適な学び」と異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、各学校群の状況に応じて「授業の改善」や「カリキュラムの改善」、「学校群マネジメント」の取組を進めます。本取組は、単に経費の効率化を目的とはしていません。</p> <p>現在、モデル学校群では、移動しなくても他校の子どもと協働的に学ぶことが可能なICTを活用した合同遠隔授業や、学校群内を兼務し指導を行う教員の時間割や担当授業時数の調整など、子どもや教員の負担も考慮したうえで、各学校群の創意工夫のもと、効果的な取組を検討、実施しています。</p> <p>また、学校群内の小・中学校での校務の共有や授業準備の分担など、学校群のスケールメリットを生かした教職員の負担軽減の効果も期待され、モデル実施で検証します。</p> <p>「新たな学校のあり方」の目的や考え方、モデル学校群の取組事例などについて、引き続き保護者や教職員、地域の方々に対して様々な媒体を通して情報を発信し、周知・理解を図ります。</p> <p>第40項（学校教育部教育課程課・総務部総務課）</p> <p>入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。</p> <p>平成11年に「国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、また国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設等において国旗の掲揚を行っています。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局産業戦略部産業企画課） （建築都市局都心未来創造部）</p> <p>本市は、カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致には関わっていません。</p> <p>また、堺旧港エリアは、大阪都心部と関空とを結ぶ交通軸に位置し、親水護岸の整備された美しい海辺等を有しており、これら都市資源を活かした当エリアの活性化は、将来にわたり、堺の都市魅力創出に向けて重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p data-bbox="252 517 639 551">第5項（選挙管理委員会事務局）</p> <p data-bbox="252 555 1391 712">投票所は地域住民のご意見やご要望を勘案し、身近にある学校や地域会館等をお借りして投票所を設置しています。そのため、地域住民の多数意見が投票所変更を希望され、その地域会館が投票事務を適切に行うためのスペースや設備等を有しているかを総合的に勘案し、検討していくこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="252 716 1391 873">期日前投票所の増設については、選挙人の投票機会の拡充を図り、選挙人の利便性向上のため取り組んでおりますが、投票事務を適切に執行するためのスペースの確保やシステム専用回線等の設置など諸課題の解決が必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課）</p> <p>学校体育館の空調設備の充実にあたり、各自治体の取組事例等を参考に教育環境と避難所環境の2つの視点から現在検討を進めており、今年度内にその方向性について取りまとめる予定です。</p> <p>過去の災害時の実態等を踏まえ、本市ではトイレや居住スペースの男女別設定や避難所運営での男女双方の参画など、従来から男女共同参画の視点を考慮した避難所運営マニュアルの作成に加え、職員向け研修も実施し、避難所運営に取り組んできております。これらを踏まえ、避難所担当職員の選定にあたっては、性別に区別なく選定しています。</p> <p>今後についても、内閣府男女共同参画局が令和2年5月に策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を参考に、防災対策の取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課・人権推進課）</p> <p>堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部・ピースメッセンジャーの紹介、平和と人権展の開催など、本市独自の平和に関する取組を推進しており、今後もこうした施策の実施に取り組みます。</p> <p>これまでも平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、活動の後援等を行ってきましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。</p> <p>また、本市では、「非核平和都市宣言」の啓発塔を各区役所ほか市の主要な施設・駅前などに設置しており、今後も「非核平和都市宣言」の周知、啓発に努めます。</p> <p>第8項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>本市では、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、「第5期さかい男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>本プランでは現状から把握した課題をもとに、4つの基本方針として「女性の参画拡大と活躍の推進」や「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」等を定め、基本方針に基づき、意思決定過程への女性の参画促進や意識啓発などに取り組んでいます。</p> <p>今後も社会情勢の変化などを踏まえながら、男女共同参画社会の実現のために様々な施策を推進します。</p> <p>第9項（1）（2）（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、様々な分野における方針や意思決定過程の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要であるとの観点から、「第5期さかい男女共同参画プラン」のKPI（重要業績評価指標）として、市の審議会等委員の女性比率の目標値を「令和8年度までに45%」に設定し、積極的な女性登用を促しています。</p> <p>また、本市の政策決定の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要であることを示すため、同プランの成果指標に市職員や市教職員の女性管理職比率を掲げ、女性職員の積極的な登用を図っています。</p> <p>これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、個性と能力が十分に発揮され、すべての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざし、本市が率先して意思決定過程への女性の参画を促進し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発などの取組を積極的に推進します。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（健康部健康推進課）</p> <p>がん検診の無償化は、受診促進強化期間（コロナ禍の受診控え等を考慮し令和5年度まで延長）として実施しているものです。無償化の継続については、無償化の効果検証を行い、受診しやすい環境の整備、受診率向上のための効果的な施策を検討します。厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、検診の対象年齢が定められ、胃がん・子宮がん・乳がん検診については2年に1回とされており、本市も指針に基づいて検診を実施しています。2年に1回の検診に関して、偶数年齢を対象としています。前年の偶数年齢で受診ができなかった奇数年齢の方についても手続きによって受診が可能という措置を取っています。</p> <p>また、成人歯科検診については、歯周病予防対策として30、35、40、50、60、70歳、オーラルフレイル予防対策として71～74歳、75歳以上の生活保護受給者に行っています。受診勧奨は、かかりつけ歯科医での定期検診と併せて、広報による啓発や保健センターでの健康教育、保健指導等で行っています。</p> <p>なお、自己負担につきましては、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定しておりますが、市民税非課税世帯に該当する方などにつきましては、無料としておりますので併せてご理解をお願いします。</p> <p>第11項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課・健康部健康推進課）</p> <p>特定健康診査は生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診であり、視力、聴力は基本的な健診の項目の対象外となっています。このため、特定健康診査において、視力、聴力検査は実施していません。</p> <p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は本人も気付かないうちに進行することがあることから、医療受診や適切なケアにつながるよう、加齢性難聴に対する啓発に取り組んでいます。</p> <p>なお、加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。本市としては、他の政令指定都市と共同で、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、引き続き要望します。</p> <p>また、聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があるのでご利用をご検討ください。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度であり、引き続き制度の趣旨に沿った運用に努めます。</p> <p>第13項（交通部公共交通担当）</p> <p>当該地域を運行している南海バス株式会社から「当該系統は元々、各地域と最寄りの光明池駅を結ぶ路線として運行していましたが、昼間の時間帯は泉北ニュータウンにおける商業などの中心地域との接続利便を図るべく、泉北1号線の本線を走行して泉ヶ丘駅までを運行しています。榎・美木多駅や南区役所を経由するには、泉北1号線の側道を走行せざるを得ず、加えて、榎・美木多駅や南区役所付近を経由することで、交通信号での停車時間が増加する等、所要時間の増加が不可避です。そのため、ご要望頂いた経路変更を実施することで、①速達性の低下による利用者離れ、②所要時間の増加に伴う費用増が見込まれる中、①と②の合計に見合う収入増が見込めず、本系統の事業性・採算性が悪化することが予測されますので、経路変更自体は困難と考えます。」とお聞きしています。</p> <p>また、コミュニティバスについては以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き市民及び事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。</p> <p>第14項（交通部公共交通担当）</p> <p>路線バスを運行している南海バス株式会社へお伝えしたところ、「当社が上屋（屋根）を設置している停留所は、主に駅等の主要なバス停となります。上屋の設置は設置費用や維持管理のコスト面等の課題により、ほとんどのバス停で行っていません。バス待ち環境の整備については、今後の研究課題として承らせて頂きます。」とのことでした。</p> <p>本市としては、市民の皆様からの様々なご意見等を参考とさせていただきながら、引き続き交通事業者と協力し、バス待ち環境の改善に努めます。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（土木部南部地域整備事務所）</p> <p>泉北ニュータウン内の歩道については、泉北ニュータウン街路樹更新計画にあわせて、植樹帯のサイズを小さくし、歩道の有効幅員を広くすることや、アスファルト舗装の劣化状況に応じた計画的な舗装の更新などを行っています。今後も引き続き、安全な歩行空間の確保に努めます。</p> <p>第16項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課）</p> <p>自転車通行環境の整備について、本市では自転車ネットワーク計画に基づき通行環境の整備を進めており、泉北南線については槇塚台1丁交差点から槇塚台中交差点区間において、今年度安全性を確保した通行環境の整備を行う予定です。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（中央図書館総務課）</p> <p>本市図書館では、基本的な業務を充実することに加え、社会情勢の変化やそれに伴う市民ニーズの多様化に対応するため、開館時間も含めた図書館サービス全体について幅広く研究し、よりよい図書館運営に努めます。</p> <p>第18項（学校管理部学校給食課）</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。多額の公費を伴う学校給食費の無償化の実施は、現時点では困難な状況です。なお、令和5年度2・3学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しているものです。国に対しても、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。</p> <p>第19項（総務部学校改革推進室・教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校施設課）</p> <p>「学校群」とは、中学校区を構成する小・中学校を1つの単位として捉えたもので、本市では、「新たな学校のあり方」として、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むため、それぞれの子どもに応じた「個別最適な学び」と異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、各学校群の状況に応じて「授業の改善」や「カリキュラムの改善」、「学校群マネジメント」の取組を進めます。</p> <p>現在、モデル学校群では、移動しなくても他校の子どもと協働的に学ぶことが可能なICTを活用した合同遠隔授業や、学校群内を兼務し指導を行う教員の時間割や担当授業時数の調整など、子どもや教員の負担も考慮したうえで、各学校群の創意工夫のもと、効果的な取組を検討、実施しています。</p> <p>また、学校群内の小・中学校での校務の共有や授業準備の分担など、学校群のスケールメリットを生かした教職員の負担軽減の効果も期待され、モデル実施で検証します。</p> <p>本市では現在、小学校において1年生から4年生で35人以下の学級編制を行っており、令和7年度以降すべての学年で35人以下の編制となります。また、現在でも5年生から6年生で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。</p> <p>中学校においても令和5年度より、1年生で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。各学校が学級を分割して活用できるよう、令和6年度以降も段階的に1学級当たり38人を超える学年に独自の加配教員を配置し、令和7年度以降全学年で38人以下の学級編制を実施します。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（学校教育部教育課程課）</p> <p>各小学校において、業者から「ゲノム編集トマト」の種苗の提供を受けた事案は把握しておりません。学習で取り扱うミニトマトの苗は、教材費等学校徴収金や学校に配当された市費で購入しております。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（人事部人事課）</p> <p>簡素で、最適と考える任用や勤務形態の人員構成を実現することにより、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスを提供することが必要です。</p> <p>そのために、市民の視点に立って、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせながら、適切な人員配置を講じ、費用対効果の高い行政運営をめざしてまいります。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（契約部契約課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>建設工事及び工事に関連する業務委託の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、競争性の確保を前提として、入札参加条件として市内事業者に限定した発注を行っています。</p> <p>また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内事業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内事業者へ発注するようにホームページで周知を行っています。</p> <p>加えて、建設工事では、総合評価落札方式の評価項目として市内事業者への加点や、「市内下請の活用」又は「資材の市内調達」を行う事業者への加点を行うことにより、市内中小企業の保護・育成に努めています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内中小企業の受注機会の確保に努めます。</p> <p>第8項（税務部市税事務所市民税課）</p> <p>令和2年度までは申告期限内に住民税申告書を提出され非課税となった方へ「非課税のお知らせ」を送付していましたが、他市の実施状況を考慮し、取扱いの見直しを行ったものです。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項(1)①(保健所保健医療課)</p> <p>本市では、保健所と各区に設置している保健センターとの連携体制により、市民の健康の保持増進を図っています。保健所は、地域保健法の考え方にに基づき、地域保健における広域的、専門的技術的拠点として、感染症や医事、薬事など主に全市域を対象とした地域生活を支えるための取組を行い、各保健センターは、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点として、健康相談や保健指導など主に直接的な市民サービスを行っています。新型コロナウイルス感染症のみならず、今後発生する新興感染症の対応にあたっては、市民の命と健康を守るために必要な体制の構築を進めます。</p> <p>第9項(1)②(保健所感染症対策課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる検査で、医療機関で受診した場合の自己負担分については、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、抗原定性検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえて、公費負担は終了となりました。</p> <p>一方、重症化リスクが高い方が多い、高齢者施設等において陽性者が発生した場合の周囲の方への検査は、令和6年3月末まで実施します。また、事業従事者の検査については、入所系・居住系施設は大阪府において、通所・訪問系サービス事業者は本市において、同様に令和6年3月末までそれぞれ実施します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる医療費については、令和5年10月以降も、自己負担分の減額措置が継続されています。国は、令和6年4月から、新型コロナウイルス感染症対応を組み込んだ新たな診療報酬体制による医療供給体制に完全に移行することとしていることから、引き続き動向を注視しています。</p> <p>第9項(1)③(保健所感染症対策課)</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種は、現在予防接種法に基づく臨時接種として位置づけられており、厚生労働大臣の指示により全国の市町村で実施しています。</p> <p>本市においても、国の方針に基づき、現在「令和5年秋開始接種」を行っており、接種を希望するすべての対象者が無料で接種していただける体制を確保しています。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項(1)①②(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されたことに伴い、大阪府は、法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図っていく観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料」となる府内統一保険料率などを決めました。</p> <p>「国民健康保険の広域化は止める」ことについては、国民健康保険法第82条の2第8項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、運営方針に沿わない事務となることから、本市としては実施することは困難と考えています。</p> <p>一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入れについては、保険料率抑制を目的としたものは行うべきでない旨国が示しており、また「大阪府国民健康保険運営方針」においても「保険料率引下げを目的とする繰出しは認めない」とされています。</p> <p>本市としては保険料率の抑制に向け、大阪府に対し、「令和6年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行う等、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいます。</p> <p>加えて、国に対しては、国庫等の公費負担の更なる引上げ等、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう要望しています。</p> <p>第10項(1)③(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項(1)④(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>一部負担金の減免制度については、「大阪府国民健康保険運営方針」において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡充しました。</p> <p>同制度については、広報さかいや市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載し、「国保のしおり」は、区役所受付カウンター等に配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。</p> <p>今後も窓口対応においては、市民の立場に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めます。</p> <p>第10項(1)⑤(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険事業において、保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、滞納処分に至るまでには被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>高額療養費や葬祭費の給付についても同じ趣旨から、申請時等に被保険者に説明のうえ滞納保険料に充当しています。</p> <p>第10項(1)⑥(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>第10項(1)⑦(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえ、本市においても、特例的な措置として実施しているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当制度については、国民健康保険には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性を図ることができないことなどから、当該制度の創設は困難であると考えています。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項(1)①(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。本市においては、所得に応じたきめ細かな16段階の保険料設定としています。現在策定中の第9期介護保険事業計画期間(令和6～8年度)においても、引き続き、きめ細かな保険料段階区分と料率とする予定です。</p> <p>利用者負担割合については、介護保険法の規定に基づき、被保険者本人及び同一世帯の第1号被保険者の所得状況を勘案のうえ、判定されます。</p> <p>所得の低い方の保険料・利用料については、その所得状況や制度の運営状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど国に対して必要な措置を講ずることを要望しています。</p> <p>第11項(1)②(長寿社会部介護保険課)</p> <p>本市におきましては、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> <p>第11項(1)③(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。</p> <p>したがって、本市としましては、一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項(1)④(長寿社会部介護事業者課)</p> <p>特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設等については、社会情勢や待機者の状況等を勘案しながら、3年ごとに計画を策定し、複数の小学校区を統合した日常生活圏域(21か所)を単位として整備を進めています。</p> <p>高齢者ができる限り住み慣れた地域において、安心して心豊かに暮らし続けられる都市を実現するため、引き続き入所希望者や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて必要な介護サービスの確保に努めます。</p> <p>第11項(1)⑤(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、世帯全員が市民税非課税など所得の低い方においては居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、負担軽減を図っています。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> <p>第12項(1)①(長寿社会部医療年金課・障害福祉部障害支援課・保健所保健医療課)</p> <p>ご要望の在宅酸素療養患者の医療費や諸経費にかかる助成につきましては、限りある財源の中、現在のところ本市独自で制度化することは困難な状況にありますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第12項(1)②(長寿社会部医療年金課)</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、本市独自の取組として、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成31年4月からは、さらに18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)まで拡充しました。</p> <p>一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>しかし、子育てにかかる負担軽減を図るため、平成18年7月診療分からは、対象者1人の1か月当たりの負担限度額を2,500円とし、2,500円を超えた分については、申請により還付させていただいています。</p> <p>子ども医療費助成は、経済的な事情による受診控えを抑制するといった意見がある一方、大学の実証研究などにおいて自己負担額の無償化は過剰受診を招くことが報告されると新聞報道されるなど、さまざまな見解があります。また、全国知事会や全国市長会が、全国一律の子どもの医療助成制度の創設を国に求めています。本市としては引き続き、子ども医療費助成制度に対する国や府の動向を注視したいと考えています。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項(1)③(保健所保健医療課)</p> <p>平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、(1)発病の機構が明らかでなく、(2)治療方法が確立していない、(3)希少な疾病であって、(4)長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。対象疾病は、110疾病から段階的に拡大され、現在、計338疾病が指定されています。さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会では、対象疾病の追加や、既に指定されている疾病の支給認定に係る基準についての見直しを行うことが検討されています。</p> <p>また、難病法に基づく公平かつ持続的、安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合及び患者等の所得に応じた自己負担上限額が定められており、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。</p> <p>本市としましては、難病患者の方が安心して医療費助成を受けられるよう、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいります。</p> <p>第12項(1)④(長寿社会部医療年金課)</p> <p>入院時食事療養費につきましては、各健康保険制度のなかで、所得に応じた標準負担額が決められています。また、住民税非課税世帯の方は、食事療養費の標準負担額を減額できる軽減措置があり、一定の負担軽減が講じられていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第12項(1)⑤(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課)</p> <p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。本市としては、他の政令指定都市と共同で、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、引き続き要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があるのでご利用をご検討ください。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(1)①(健康部健康医療政策課)</p> <p>ハイリスク分娩など命に関わる危険性があり、かかりつけ医では対応できない妊婦の方に対しての夜間・休日診療については、大阪府、大阪市と共同して大阪府周産期医療体制整備事業を実施しており、この事業の中で府内の病院に救急搬送を受け入れてもらう体制を確保しています。</p> <p>小児科の夜間・休日の医療体制については、本市の外郭団体である(公財)堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、一年を通じて休日・夜間の小児初期診療を行っています。</p> <p>第13項(1)②(健康部健康推進課)</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して設定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に実施しています。</p> <p>なお、特定健康診査に係る自己負担額については、平成30年度より無料となっています。</p> <p>第13項(1)③(健康部健康推進課)</p> <p>本市が実施するがん検診については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている検査方法、対象者年齢及び実施回数(受診間隔)に基づき実施しており、子宮がん検診及び乳がん検診については、実施回数が2年に1回と定められていることから、偶数年齢時に2年に1回受診していただく制度として実施しています。</p> <p>また、胃・肺・大腸・子宮・乳の5つのがん検診については、令和5年度末まで自己負担額を無料としており、この機会に、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な検診の受診につなげます。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(1)④(保健所感染症対策課)</p> <p>予防接種法に基づく定期予防接種には、「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防する」ことを目的とするA類疾病と「個人の発病又はその重症化を防止」することを目的とするB類疾病の2種類があります。</p> <p>主に小児向けの定期予防接種であるA類疾病に対し、主に65歳以上の方を対象とするインフルエンザ予防接種と肺炎球菌予防接種はB類疾病に該当します。</p> <p>同法には「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより実費を徴収することができる」とされており、本市ではA類疾病については無料、B類疾病については受益者負担の観点からワクチン代相当として、インフルエンザ予防接種は1,500円、肺炎球菌予防接種は4,000円を自己負担額として徴収し、実施しています。</p> <p>ただし、対象者のうち生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方につきましては、接種控えに繋がらないよう自己負担金を免除しています。</p> <p>本市としては、受益者負担の観点から、現在のところ、B類疾病の定期予防接種の無料化は考えておらず、現行の制度を持続可能なものとして考えています。</p> <p>また、その他の任意の予防接種につきましては、疾病によっては国においてその定期接種化に向けた審議が現在も継続されているところであり、今後も動向を注視します。</p> <p>第14項(1)①(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>国は、年末の特別需要については、生活保護制度の期末一時扶助で対応していると判断しています。さらに、夏期については、年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度として保障していない状況となっています。</p> <p>ご要望の年末一時金、夏期一時金の本市独自支給については、現状困難と考えておりますが、夏期一時扶助の創設については、これまで同様に国に対し要望します。</p> <p>第14項(1)②(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>都道府県社会福祉協議会において実施する生活福祉資金に係る貸付制度の拡充に伴い、本市の小口更生資金に係る貸付制度の利用件数が減少していることから、市民サービスの向上と業務コストとの均衡に鑑み、今後は生活福祉資金に係る貸付制度を活用することとし、本市の小口更生資金に係る貸付制度及びこれに係る基金について定める条例を令和3年6月1日に廃止しました。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項(1)③(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課)</p> <p>住宅改造資金の貸付けについては、国の要綱に定める生活福祉資金貸付制度の一つとして大阪府社会福祉協議会が実施しており、居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するために必要な経費の貸付けを行っています。実施主体が大阪府社会福祉協議会であることから、本市の裁量で貸付枠を拡大することはできませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>第15項(1)①(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>(公社)堺市シルバー人材センターでは、働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、臨時的・短期的又は軽易な仕事を個人家庭・民間事業所・公共団体等から引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しています。</p> <p>また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供など事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けた取組に努めています。</p> <p>障害者の働く場の確保など就労への支援については、障害者の就労支援の専門機関として、堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、就労を希望する障害者の方の能力や特性を把握した上で、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就業に向けた支援と就職後も継続してサポートする定着支援を行っています。なお、令和5年度からは、就労希望者がいる福祉施設と職場体験実習に協力いただける企業とをマッチングし、就労希望者には一般就労の体験、福祉施設職員には実習を通じたノウハウ教授、企業には障害者雇用のイメージ把握及び一般就労受け入れを促すことができる就労支援の取組を新たに行っています。</p> <p>第15項(1)②(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課)</p> <p>障害福祉サービスである就労継続支援等では、国の制度として送迎人数や送迎頻度に応じて利用者の送迎に対し加算制度があることから、本市では通所に要する交通費の給付は行っていませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>第15項(1)③(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課・障害支援課)</p> <p>本市では現在、障害者の自立支援や高齢者の生きがい創出の支援などのサービス提供を進めており、障害者給付金及び敬老祝金給付事業の実施については考えていませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>第15項(1)④(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>堺市高齢者緊急通報システム事業で貸与しているペンダント式ボタンは一定の防水性を有しており、平成27年度以降はより防水性能の高いものを導入しています。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項(1)⑤(障害福祉部障害支援課)</p> <p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者(児)の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>令和5年度から制度の見直しを行い、初乗運賃という条件は無くし、助成額と交付枚数について拡充を行いました。</p> <p>本市の財源に限りがある中、現在のところ更なる拡充は困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行います。</p> <p>第15項(1)⑥(長寿社会部医療年金課)</p> <p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市としましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保することが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、要望します。</p> <p>第15項(1)⑦(長寿社会部医療年金課)</p> <p>国において、社会保障制度の持続可能性を確保し、世代間の公平性を図るため、医療の給付と負担の在り方についての検討を行った結果、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和4年10月1日から一定所得以上の被保険者の窓口負担を2割に引き上げることになりました。</p> <p>この施行に当たっては、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう、配慮措置が併せて導入されていますので、ご理解をお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項(1)①(子ども青少年育成部子ども家庭課) 本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内3医療機関が実施しており、近隣市の助産施設においても実施しています。また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としています。</p> <p>第16項(1)②(子ども青少年育成部子ども家庭課) 入院助産の認定手続きにつきましては、児童福祉法上、経済的な事情により出産が困難な妊産婦を対象としております。そのため、申請者(妊産婦または扶養義務者)の現況の確認を行う必要があり、母子健康手帳及び健康保険証の写し等の提出、所得についてはマイナンバーによる確認や課税証明書の提出による手続きが必要となりますので、ご理解ください。</p> <p>第16項(1)③(子育て支援部待機児童対策室) 本市では待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備を進め、令和3年から3年連続で待機児童数ゼロを達成しました。今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めていきます。</p> <p>第16項(1)④(子ども青少年育成部子ども育成課・子育て支援部幼保推進課) 児童福祉法や子ども・子育て支援法のもと、より多くの保育を必要とする子どもが利用できるよう幼保連携型認定こども園をはじめとした受け入れ枠の整備を進めています。 また、保護者の妊娠・出産、疾病及び介護、災害復旧など、緊急その他やむを得ない理由で他に保育の代替となるものが全くない場合については、緊急一時保育として、認定こども園や保育所等を利用することが可能となっており、引き続き、制度の適切な運用に努めます。 病児保育施設については、ニーズ量の将来予測等を踏まえて市内の必要設置数を検討しており、また外部有識者で構成する「堺市子ども・子育て会議」においてもご議論いただき、現在5か所の施設を設置しています。あわせて市内全域を対象とする訪問型病児保育事業を実施し、事業の充実に努めてきました。今後とも、子育て支援の一層の充実に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項(1)①(産業戦略部産業企画課)</p> <p>中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しております。そうした認識のもと、「堺市基本計画2025」や「堺産業戦略」などにより、大きな方向性や具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>今後とも、中小・小規模企業の実態を踏まえ、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に、中小・小規模企業を支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>第17項(2)①(産業戦略部地域産業課)</p> <p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大や後継者育成を支援することが重要であり、各産地組合が行う販路拡大や後継者育成などの取組に対して補助金を交付し、産地組合と連携して事業活動を支援することにより、地場産業・伝統産業の振興に努めております。</p> <p>特に、堺の伝統産業が持つ魅力を市内外の方に広く発信し、認知度を高めるためにはブランド化の取組が重要であると考えています。伝統産業のブランド化に向けた取組として、愛着をもって長く使い続けられる上質なアイテムを提案していくブランド「sakai kitchen〈堺キッチン〉」を令和3年度に構築し、大きな市場である首都圏での販売やイベントの実施、各種情報発信を行っております。さらに伝統産業事業者によるオープンファクトリー(工場見学・体験)に向けた環境整備を支援しているほか、海外販路開拓として、令和4年度はドイツでの展示会に出展しました。また、令和5年度からは、一般消費者のニーズを反映した商品開発や戦略的な販路開拓を行う伝統産業事業者等の支援や市民や企業からの発信を促す取組を実施しています。これらの取組を通じて堺の伝統産業の魅力を発信し、認知度向上をめざします。</p> <p>さらに、職人の高齢化や後継者不足への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対して補助金を交付し、後継者の確保を支援するとともに、未来を担う若手人材を対象にした交流会を開催し、新たな取組を生み出す機会を提供しております。このほか、伝統産業・地場産業における優れた技術を継承・発展させるため、卓越した技能を有する方を堺市ものづくりマイスターとして認定しています。</p> <p>また、堺の伝統産業を一堂に集めた施設「堺伝匠館」では、令和2年度・令和3年度のリニューアルを経て、堺の地場産品・伝統産品を知る、ふれる、買うことができる施設として、多くの方にご利用いただいております。定期的に実演や体験も開催するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高め、魅力を発信しています。</p> <p>今後とも、地場産業・伝統産業の現況や課題を把握しながら振興・育成に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項(2)②(産業戦略部地域産業課)</p> <p>本市では、市内中小企業者の金融支援として大阪信用保証協会を保証機関とする大阪府制度融資のあっせん・紹介や堺市産業振興センターを保証機関とする堺市中小企業制度融資を設けるなど、多様な支援を行っております。</p> <p>特に現在、長期にわたるコロナ禍の影響や物価高などによって、多くの市内中小企業者が引き続き厳しい状況にある中、「ゼロゼロ融資」の利払いが開始され、債務返済の負担が懸念されます。</p> <p>そのため、ゼロゼロ融資や他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向きな資金需要にも対応する大阪府制度融資の「新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金」の利用を進めるため、その申込に必要な本市のセーフティネット認定書の発行をスピーディに行っております。</p> <p>今後も個々の中小事業者の実態を踏まえ、寄り添った金融支援に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（交通部公共交通担当）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、生活保護世帯や障害者は対象としていません。</p> <p>また、おでかけ応援制度は、これまで利用日や利用回数などの拡充を実施してきており、多くの方にご利用いただいておりますが、受益者負担の観点から無料化については難しいと考えています。</p> <p>本市としては、今後とも市内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（経営企画室）</p> <p>これまで、水道料金は、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げによる負担減少分を還元するため、令和元年12月から水道の従量料金を引き下げ、下水道使用料についても、経営改善の取組により、平成29年10月から基本使用料を引き下げました。さらに、令和2年6月から9月まで、新型コロナウイルス感染症の支援策として水道基本料金を8割減額し、令和4年9月から2月まで、物価高騰対策として水道基本料金の全額免除を実施しました。</p> <p>また、近年の急速な経営環境の変化に対応するため、令和5年度から令和12年度までを計画期間とする「堺市上下水道事業経営戦略2023—2030」を策定しました。</p> <p>経営戦略の策定にあたり長期の収支見通しを試算した結果、水需要の減少により料金収入が減少していく一方、施設の老朽化に伴う更新需要や耐震化対策等に係る費用の増大が見込まれます。このように、上下水道事業では厳しい経営環境が想定されるため、今後も引き続き安定的な上下水道サービスを維持できるよう、経営基盤強化に取り組み、計画期間内は現行の料金水準の維持に努めます。</p> <p>次に、低所得者や生活保護世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の実施についてお答えします。</p> <p>水道事業及び下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としています。サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性を図り、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしています。</p> <p>このように、独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした水道料金及び下水道使用料の免除制度を実施すれば、当該制度による減収分を、結果的に他の市民のみなさまに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項(1)①(学校教育部教育課程課) 教科用図書の採択に当たって、本市では、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂の趣旨をふまえて採択基本方針を策定したうえで、その方針に基づいた調査研究を実施し、適正かつ公正に教科用図書を採択しています。</p> <p>第20項(1)②(学校教育部教育課程課・総務部総務課) 入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。 平成11年に「国旗及び国歌に関する法律(平成11年法律第127号)」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、また国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設等において国旗の掲揚を行っています。</p> <p>第20項(1)③(学校管理部学校施設課)(危機管理室防災課) 学校へのエアコン整備については、これまでに小中学校の普通教室、支援教室に加え、音楽室、図書室、コンピュータ室への整備を行っており、令和3年度には中学校の特別教室(理科室、調理室、美術室)、令和4年度には小学校の特別教室(理科室、家庭科室)への整備を完了しています。 体育館の空調設備の充実にあたっては、各自治体の取組事例等を参考に教育環境と避難所環境の2つの視点から現在検討を進めており、今年度内にその方向性について取りまとめる予定です。 また、学校から提供された教室及び体育館については、地域住民の避難場所として活用することとしています。</p> <p>第20項(1)④(学校教育部生徒指導課) いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題の対応については、事象発生後の対応に加え、未然防止教育等を計画的に行うことが大切であると捉え、児童生徒に対していじめ防止授業を行っています。また、いじめの早期発見、早期対応ができるよう、積極的にいじめを認知し、校内のいじめ対策委員会等が中心となって組織的に対応するよう取り組んでいます。 体罰については、体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組めます。</p> <p>第20項(2)①②③④(学校管理部学務課) 就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しています。 今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実にたいして要望します。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項(2)⑤⑥(学校教育部学校保健体育課)</p> <p>要保護及び準要保護の児童及び生徒に係る医療費の対象疾病について、児童及び生徒を取り巻く環境等の変化に応じたものに改善するよう、機会を捉えて国に要望します。</p> <p>医療券につきましては、診療医療機関等から本市への請求書を兼ねております。診療医療機関等の診療報酬明細書請求の単位が1か月であるため、医療券の発行も診療報酬明細書と同様に1か月ごととしています。</p> <p>第20項(2)⑦(学校管理部学校給食課)</p> <p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者、保護者、教職員で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」からの意見をふまえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在、令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、令和7年度からの全員喫食制の中学校給食の開始に向けて、取り組んでいます。なお、政令市の多くでは給食センター方式が導入されており、近年、新たに中学校給食を開始する市においても、給食センター方式を導入しています。全員喫食制の中学校給食の実施に向けては、保護者や教職員からの意見も参考にして、安全安心な給食の実施に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第53号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	12月18日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>市議会議員の定数は、地方自治法等において条例で定めるものとされています。</p> <p>本市議会における議員定数については、これまで、本会議等において、議員間でさまざまな議論が行われてきたところです。</p> <p>なお、これまでの議論は、市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできます。</p> <p>第2項</p> <p>政務活動費の使途については、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与するため適正な運用に努めています。また、年4回、学識経験者から選任された検査員（弁護士、大学准教授の2名）による検査及び議会事務局職員による書類確認により、その使途の透明性及び適正な運用に期しているところです。</p> <p>政務活動費の報告については、前年度分の収支報告書、会計帳簿、領収書等貼付用紙及び添付する証拠書類の写しなどの挙証資料等を堺市議会ホームページ及び市政情報センターにおいて市民の皆様への積極的な公開に努めていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>第3項</p> <p>地方自治法の改正により、令和6年4月から、陳情等の地方議会に係る手続きを、オンラインにより行うことが可能となります。これを受けて、現在、議会力向上会議において、陳情等手続きのオンライン化について検討しているところです。</p> <p>なお、議会力向上会議における議論内容については、堺市議会ホームページにて、ご覧いただくことができます。</p>	

番 号	陳情第53号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（政策企画部）</p> <p>本市が将来にわたり成長・発展するためには、人口減少対策は欠かせないと考えています。</p> <p>令和5年度当初予算では、特に喫緊の課題である「子育て世代の定住・流入促進」を重点施策とし、「安心して子育てできる環境の充実」や「子どもの可能性を伸ばす教育の推進」など総合的な対策を盛り込み、更なる強化を図っています。</p> <p>あわせて生産年齢人口が減少する中、持続的に経済成長するため、中小企業のデジタル技術の活用や製品・技術の高付加価値化などを支援し、生産性の向上に取り組んでいます。</p> <p>今後も「将来推計人口を上回る人口」や「事業従事者1人当たりの付加価値額」など堺市基本計画2025に掲げる目標の達成に向けて、着実に取組を推進します。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（行政部行政経営課）（市長公室政策企画部）（市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（環境局カーボンニュートラル推進部脱炭素先行地域推進室）（健康福祉局健康部健康医療政策課）（上下水道局経営企画室）（文化観光局文化国際部文化課・国際課）</p> <p>本市では、健全な財政基盤の構築をめざすため、令和5年1月に公表した「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に実行することとしています。</p> <p>SDGsの目標達成等については、堺市SDGs未来都市計画に基づき、全庁的なSDGsの各ゴール、ターゲット達成に向けた取組を進めています。</p> <p>また、さかいSDGs推進プラットフォームでは、企業、教育機関等の幅広い主体が参画し、会員同士がつながりながらSDGs推進に取り組み、地域課題の解決に向けた活動を実施しています。</p> <p>引き続きSDGsのゴール実現をめざし、市役所全庁での取組促進と、多様なステークホルダーとの連携により、堺市SDGs未来都市計画のKPI達成に向けて取り組みます。</p> <p>ダイバーシティの推進については、「堺市基本計画2025」において、「多様性～Diversity～」を、重点戦略の施策を推進する上で必要な基本姿勢の1つと位置づけており、すべての人が自分らしく活躍できるための様々な施策を進めます。</p> <p>堺エネルギー地産地消プロジェクトについては、令和4年4月に国の脱炭素先行地域事業に本市の「堺エネルギー地産地消プロジェクト」が選定され、令和5年4月に当該プロジェクトの推進のため、脱炭素先行地域推進室を設置し、プロジェクトを進めています。</p> <p>医療体制については、大阪府・医療機関・医師会等と協議・調整を行い、必要な医療提供体制等を確保し、市民がそれぞれ主体的に健康増進を図り、疾病予防に努めるよう、関係機関等と連携して総合的かつ計画的に健康施策を推進します。</p> <p>上下水道局については、令和5年度から令和12年度を計画期間とする「堺市上下水道事業経営戦略2023-2030」を策定しました。経営戦略の策定にあたり、アセットマネジメントによる事業量と費用の平準化を行い、長期の収支見通しを試算しました。その結果、水需要の減少により料金収入が減少する一方、施設の老朽化に伴う更新需要や耐震化対策等に係る費用の増大が見込まれます。</p> <p>このように、上下水道事業では厳しい経営環境が想定されるため、今後も引き続き安定的な上下水道サービスを維持できるよう優先順位を定めた効率的・効果的な災害対策の実施に加え、収支改善などの経営基盤強化に取り組みます。</p> <p>文化の発信については、本市では、広報さかい、市ホームページや指定管理者ホームページ、堺アーツカウンシル（堺市文化課）公式SNS等で幅広く文化関係の情報発信を行っています。</p> <p>国内都市交流としては、3つの友好都市との間で、堺まつりや種子島鉄砲まつりでの相互交流、東吉野村小学生の社会見学の受入れ、各友好都市のイベント情報の本市での発信等を行う等、毎年度継続的な交流を行っています。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>海外都市交流としては、4つの姉妹・友好都市との間で、相互理解や友好交流を深めながら、相互に発展することなどを目的に、青少年交流や幼稚園児図画交流展等を実施しているほか、ベトナム・ダナン市との間では介護分野でのオンライン交流等も実施しており、様々な分野で交流を行っています。</p> <p>第6項（人事部労務課）</p> <p>地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>また、勤勉手当については、民間の賞与のうちの考課査定分に相当する給与で、職員の人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する手当であり、職員の意識改革及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進する目的のもと支給しています。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p> <p>第7項（行政部行政経営課）</p> <p>令和5年1月に公表した「持続可能な財政運営に向けた取組」においては、「ハード事業費の総量管理」を取組の一つに掲げており、ハード事業について、都市の魅力や活力を高める都市基盤整備など将来の税源涵養に結び付く事業や、老朽化等により安全性が確保できない施設やインフラの整備・改修など安全・安心の確保に資する事業への重点化を図り、総事業費の2割程度を縮減することとしています。</p> <p>今後、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に実行することにより、健全な財政基盤の構築をめざします。</p> <p>第8項（人事部労務課）</p> <p>地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>令和4年度においては、一般職の職員の月例給について、職員給与が民間給与を962円（0.25%）下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定するよう堺市人事委員会からの勧告があったため、給料月額を引上げました。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（危機管理課・防災課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（上下水道局経営企画室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助けが必要な高齢者・障害者の一人暮らし 大規模災害時には、行政の救助や支援が届くまでにどうしても時間がかかります。災害による被害を最小限にするためには、個人や家族だけではなく地域が結束して防災活動を行うことが不可欠です。このため、平常時より自主防災組織などの地域の訓練に積極的に参加し、近所の人と顔見知りになっていただくことが災害時にも有効であることを市民の皆様へ啓発しています。 また、災害時における避難行動要支援者に関する取組の一つとしては、情報提供に同意をいただいた避難行動要支援者の一覧表を作成し、地域の支援者と共有しています。当該一覧表については、日頃の見守りや地域の支援体制の構築、発災時の安否確認等に活用していきます。 ・安否確認と情報伝達のしくみ 大規模災害時には、行政機能が麻痺する場合も想定され、住民の安否確認を公助により全て実施することは困難です。そのため、災害時に地域で様々な活動を実施する自主防災組織と連携し、地域が有する住民の安否情報を行政と共有していただく等の方法により情報を収集します。 市及び防災関係機関は相互に連携しながら災害広報活動を実施します。電気・ガス・水道の復旧状況や食料品及び生活必需品の供給状況等の生活関連情報、道路交通状況、医療機関の活動状況、市役所業務の再開情報などについて、避難所・市庁舎・区役所での広報情報の掲示や報道機関を通じた発信、テレビ、ラジオ、防災行政無線、市ホームページ、SNS、緊急速報メール、おおさか防災情報メール、広報車など多様な手段を用いて情報を提供します。 ・家族や友人との連絡 過去の地震等の災害発生時は被災地への音声通話の集中等により通信回線が大変混雑し、電話がつながりにくい状態になりました。災害発生時は電気通信事業者が提供する災害伝言ダイヤルや災害用伝言板等のサービスをご活用の上、家族や友人との間での安否確認や避難場所の連絡等を行うようにお願いします。 また、令和4年3月に更新した堺市防災マップでは、各世帯でマイタイムラインを作成してもらうため、堺市防災マップに「わが家の避難計画のページ」（各区版防災マップの最終ページ）で「連絡・声かけ」を設けており、安否確認を取り合う方法等を家族や友人と事前に話し合い、準備するようお願いします。 ・水害に対する堺市の備えを知らせてください。 大阪府が公表した洪水浸水想定区域を踏まえ、堺市防災マップを令和4年3月に更新し、作 			

番 号	陳情第53号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>成しました。</p> <p>改訂に際し、市民の皆様に分かりやすく、内容が伝わるものとなるよう掲載の内容やデザインの改善も行いました。また、対象者に合わせ、「シニア世代向け」、「妊産婦・子育て世帯向け」、「やさしい日本語版」の作成や、防災への関心が低い方向けとして、「ゴルゴ13」のデザインを用いた防災マップを作成しました。</p> <p>周知については市政情報センターや各区市政情報コーナーでの配架に加え、泉北高速鉄道駅、郵便局、コンビニエンスストアなど市民の皆様により身近な場所で配布し、多くの方に防災を知っていただけるように周知を行っています。</p> <p>また、急激な降雨で内水や外水氾濫が発生する地域でリスクコミュニケーションを実施するなど、啓発を行っております。</p> <p>大雨や台風の接近が予想される場合には、気象庁などが発表する気象情報のほか、民間気象会社からの情報など様々な情報を収集、整理し、堺市への影響を確認しています。河川氾濫や土砂災害の危険性が高まっている場合や市民の皆様避難を呼びかける必要が生じた場合には、Lアラートによるテレビやラジオでの発信のほか、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、おおさか防災情報メール、ヤフー防災速報アプリ、SNSなど多様な手段を用いて市民の皆様へ情報を伝達しています。</p> <p>浸水対策における施設整備では、過去の浸水実績と浸水シミュレーションにより浸水危険解消重点13地区を選定し、計画的に対策工事を進めています。また、浸水危険解消重点地区以外で浸水被害が発生した地区については、既存の施設や起伏等を考慮し、浸水地区の実態に応じた雨水管の整備や雨水枡の設置などのきめ細やかな対策を実施しています。</p> <p>第10項（防災課）</p> <p>本市では国や府による被害想定を踏まえ、津波避難の基本的な考え方や津波災害から住民等が生命と安全を確保するために迅速かつ適切に避難するための避難目標や避難路、情報伝達手段、校区ごとのカルテなどを取りまとめた堺市津波避難計画を平成26年度に策定しています。</p> <p>同計画における津波避難の考え方は、地震発生後、津波が内陸部に到達するまでの約100分間にJR阪和線を目標に東の高いところへ徒歩で避難すること、また、逃げ遅れた方や遠くまで逃げるのが困難な避難行動要支援者の方などは、緊急一時的に津波避難ビル等の高いところへ避難することとしています。</p> <p>同計画に基づいた津波避難対策として、防災マップ等を活用した津波避難対策の周知啓発、校区による避難訓練等の促進、民間事業所と連携した津波率先避難等協力事業所の登録や津波避難ビルの指定拡大に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、すべての施策を平和と人権を尊重する視点を持って実施しており、女性や子どもをはじめ、すべての市民が安心して暮らせる社会の実現のため、重大な人権侵害である性暴力、DV、デートDV等の暴力の根絶をめざして「セーフシティさかい」に取り組んでいます。</p> <p>「セーフシティさかい」では、次世代を担う若者が、性暴力、DV、デートDV等について正しい知識を身につけ、被害者にも加害者にもならない当事者意識を高めるため、堺市内の小・中学校・高等学校・大学・専門学校を対象に、予防啓発セミナーを実施しています。</p> <p>また、市ホームページに性暴力相談に関するページを設け、被害相談の窓口の周知に努めています。</p> <p>性暴力の根絶と被害者支援を進めるため、今後も引き続き、予防啓発や相談窓口の周知など、さまざまな取組を行います。</p> <p>第12項（ダイバーシティ推進部人権推進課）</p> <p>本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、平和を啓発する事業の実施など、平和に関する取組を推進してきました。</p> <p>今後も、戦争の悲惨さ、平和の尊さを、次世代に伝えることで、平和社会の実現を図ります。</p> <p>第13項（市民生活部消費生活センター）</p> <p>本市では、消費者である市民の利益を守るため、靈感商法をはじめとする商品・サービスの契約等によるトラブルの相談に応じています。相談窓口については、市のホームページやX（旧名称：Twitter）で情報発信を行っているほか、出前講座等の機会を通じ、法律相談などの適切な専門窓口の情報提供も行っています。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課・健康部健康推進課）</p> <p>市民の皆様の健康促進において、バランスの良い食事や規則正しい運動、充分睡眠をとり、しっかり休養を取る等、健康的な生活習慣を実践することが大切です。</p> <p>本市では、自分自身の健康状態を知り、主体的に生活習慣を改善し健康増進活動に取り組んでいただけるよう、普及啓発を行うほか、通いの場等での健康教育や健康相談の実施、健康状態についてハイリスクの方への個別支援も行っています。</p> <p>今後も、市民の健康増進活動の推進に取り組み、健康寿命の延伸につなげます。</p> <p>第15項（保健所環境薬務課）</p> <p>本市では、毎年6月20日から7月19日の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間において、各種啓発活動を実施し、大麻や覚醒剤等の乱用薬物に関する正しい知識の普及と薬物乱用防止に係る意識の向上に努めています。令和5年度には、6.26国際麻薬乱用撲滅デーに合わせ、街頭キャンペーンを実施しました。加えて、当該運動期間中に本庁舎ロビーにおいて薬物乱用防止パネル展を開催しました。</p> <p>また、薬物乱用防止啓発事業として、各区域で行われる区民まつりにおける啓発、広報紙・ホームページ・SNS等での情報発信、懸垂幕・ポスター等の掲出、学校における薬物乱用防止教育への支援等の取組について年間を通じて行っています。</p> <p>今後も、これらの取組を引き続き実施します。</p> <p>第16項（保健所感染症対策課）</p> <p>小児をはじめとした65歳未満の方（一部除く）のインフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づく定期接種とは異なり、同法の対象外である任意接種であり、積極的勧奨の対象外となります。</p> <p>また、高齢者等のインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種法に規定される主に個人の発病又はその重篤化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的としたB類疾病に該当し、「インフルエンザ・肺炎球菌感染症（B類疾病）予防接種ガイドライン」では、対象者が自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うものであり、予防接種法の趣旨を踏まえ積極的な接種勧奨にならないよう特に留意することとされています。本市ではこのことに基づき、積極的な接種勧奨にならないよう留意し、同予防接種については、広報さかいで年2回（9月号、1月号）の情報提供を行っています。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>本市では、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る切れ目のない本市の子ども・子育て施策を総合的に推進するため、「堺市子ども・子育て総合プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定しています。</p> <p>当計画は、本市が実施する子ども・子育て支援に関する各種施策を掲載しており、市政情報センターや各区役所市政情報コーナー等で配架するほか、堺市ホームページに公開しています。</p> <p>今後も、様々な機会をとらえ、市民の皆様に必要な情報を効果的に発信できるよう努めます。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、これまでに市有施設への太陽光発電設備や省エネルギー設備の導入、戸建住宅への太陽光発電設備等の導入支援やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援などに取り組んできました。また、昨年11月に堺市地球温暖化対策実行計画を2050年カーボンニュートラル実現に向けた内容に改定しており、引き続き、市有施設や家庭部門から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めます。</p> <p>第19項（環境事業部環境事業管理課）</p> <p>本市では、「ごみから環境問題を解決する」をテーマに、令和4年7月から市民、事業者の皆様との協力のもと『堺・ごみ減量4R大作戦』を実施しています。</p> <p>堺市一般廃棄物処理基本計画に掲げた令和7年度目標を既に前倒しで達成しており、今年度末までに「1人1日あたり家庭系ごみ排出量602g以下」「清掃工場搬入量23.2万t以下」を目標として、企業連携や減量状況の見える化、ナッジを通じた行動変容など、新しい手法も導入しながら取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（産業戦略部イノベーション投資促進室）</p> <p>国際間競争の激化や脱炭素社会への潮流等のグローバルな環境変化など、産業を取り巻く情勢は大きく変化しており、企業はビジネスモデルの転換や事業の集約・再編等を含めた対応に迫られています。そのような状況下において、都市間の企業誘致競争は激化しており、他自治体も多大なコストをかけて誘致に取り組んでいる中で、新たな投資を呼び込む努力を止めてしまうと、本市の産業の衰退を招く懸念があります。</p> <p>イノベーション投資促進条例による市税軽減制度は、本市内に企業投資を誘導することにより、本市産業の持続的な発展を図るための取組です。市税の軽減は一時的な措置であり、中長期的には税収の確保をはじめ、就労の場の提供、地域の中小企業の事業機会の拡大などをもち、ひいては市民生活の向上に資するものと考えています。</p> <p>第21項（産業戦略部イノベーション投資促進室）</p> <p>本市では、平成17年度から市税優遇制度による市内への企業投資の誘導に取り組んでおり、これまでに中小企業の投資計画83件を含む145件の投資計画を認定するなど、中小企業をはじめとした企業の市内への投資を促進してきました。</p> <p>令和2年度からは「堺市イノベーション投資促進条例」を施行し、成長産業分野や研究開発機能など企業の競争力強化につながる投資に重点を置いた企業投資の誘導や、都市拠点（都心・中百舌鳥・泉ヶ丘）における各地域の特性に応じたオフィス等の立地誘導に取り組んでいます。</p> <p>また、平成30年度から中小企業等経営強化法に基づき、個人事業主を含む中小企業者が一定の要件を満たした場合、導入した設備の固定資産税を軽減する「先端設備等導入計画」の認定を行っています。</p> <p>今後とも、中小企業をはじめとする企業の投資をさらに促進し、地域産業の持続的な発展、ひいては税源涵養と雇用創出に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（都心未来創造部都心活性化担当・SMIプロジェクト推進担当・ベイエリア推進担当）</p> <p>1 大阪広域ベイエリアまちづくり 大阪ベイエリアの活性化に向け、その将来像や取組の方向性等を示す「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン（案）」のもと、大阪府・市と連携しながら、堺旧港などの海辺の都市資源を活かしたベイエリアの活性化を進めます。</p> <p>2 創造ビジョン、国・府への要望 本市では、「多様な人が交流し、企業が集まる、堺の成長をけん引する魅力的な堺都心部」をめざし、令和5年5月に「堺都心未来創造ビジョン」を策定しました。市民、事業者、行政など、多様な主体とビジョンを共有し、公民連携で堺都心部の活性化に向けて取組を進めます。また、堺都心周辺エリアの活性化は、大阪府が策定した「大阪のまちづくりグランドデザイン」にも位置づけており、その実現に向けて、大阪府等と連携を図りながら、取組を進めます。</p> <p>3 モビリティ・イノベーション、次世代モビリティ 本市では、交通という切り口から、環境、健康福祉、観光、産業振興など様々な分野にわたって、堺都心部の魅力を大きく向上させるSMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトに取り組んでおり、都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT施策等について、常に挑戦し続ける本市の姿勢を示すことで、地域・人・情報・サービスをつなぐソフト・ハードの骨格の形成や、便利・快適かつ安全で魅力的な公共交通の実現などを図って回遊性を向上させ、都市のイメージやブランド力の向上、ひいては地域全体の魅力向上や活性化を図ります。</p> <p>堺都心部の大小路筋においては、自動運転などの先進技術を導入することで、停留所にできるだけ隙間なく停車させたバリアフリーな乗降の実現や、発進・停車時におけるスムーズな加減速による快適性の向上、路車間通信による安全性の向上などをめざした「SMI都心ライン」の導入に向け取組を進めています。</p> <p>また、拠点間の人流活性化や公共交通の利用促進などにつなげるため、都心部と美原区などの市域東部を直通の急行バスでつなぐ「SMI美原ライン」の導入もめざしています。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）</p> <p>本市では、交通という切り口から、環境、健康福祉、観光、産業振興など様々な分野にわたって、堺都心部の魅力を大きく向上させるSMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトに取り組んでおり、都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT施策等について、常に挑戦し続ける本市の姿勢を示すことで、地域・人・情報・サービスをつなぐソフト・ハードの骨格の形成や、便利・快適かつ安全で魅力的な公共交通の実現などを図って回遊性を向上させ、都市のイメージやブランド力の向上、ひいては地域全体の魅力向上や活性化を図ります。</p> <p>SMIプロジェクトでは、大小路筋において先進技術を採り入れて公共交通の利便性や快適性、安全性を向上させるSMI都心ラインの導入や、多様な移動ニーズに対応するため、次世代モビリティの活用などに取り組んでいます。今年度は、市民や学識経験者、関係団体、交通事業者などで構成するSMI都心ライン等推進協議会を設置し、多様な主体から意見を聴いてSMI都心ライン等導入計画の作成に取り組んでいます。</p> <p>また、堺都心部と美原をはじめとした市域東部を直通急行バスで結ぶSMI美原ラインなどの実現に向けて、実証実験などを段階的に進めています。</p> <p>このような取組について、適宜、広報さかいや市ホームページなどを通じて情報発信していますが、今後も引き続き市民の皆様に分かりやすい情報発信に努めます。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（土木部土木監理課・サイクルシティ推進部自転車環境整備課・道路部道路計画課・道路整備課・公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>道路整備について、都市の円滑な移動を確保する交通機能や、都市防災機能の強化などに資する都市計画道路事業や橋梁長寿命化修繕事業、橋梁耐震強化事業等について引き続き推進します。</p> <p>公園整備について、区域間のバランスや地域の特性、公園ごとの役割、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人の使いやすさに配慮しながら、身近に歩いて行ける公園から大規模な公園まで、地域のニーズを踏まえて計画的に事業を推進します。</p> <p>自転車通行環境の整備について、本市では自転車ネットワーク計画に基づき通行環境の整備を進めており、今後も自転車および歩行者の安全性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。</p> <p>歩道整備について、都市計画道路の新設道路については、道路構造令に基づき整備を進めます。また、交通安全の対策が必要な道路については、歩道が未整備で連続した事業用地が確保できるなどの諸条件が整った道路については事業を進めています。また、水路や道路側溝の暗渠化などによる歩道の拡幅を目的とした整備なども進めています。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（学校教育部生徒指導課） 体罰は重大な人権侵害であると捉えています。体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組めます。</p> <p>第26項（学校教育部教育課程課） 当該事務の精度を高め、より実効性があるものとするために、「調査書作成の手引」を見直し、誤記載の過去事例を強調することや、調査書に記載する全項目の点検方法をより明確に示しました。 また、校長、教頭、進路指導主事等への研修等を通じ、調査書が生徒の将来を決定する重要な書類であり、その作成については、組織全体で取り組む必要があることを全教員に周知徹底し、再発防止に取り組んでいます。</p> <p>第27項（総務部教育政策課） 教育委員会では、第3期未来をつくる堺教育プランを定め、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を、ICTを積極的に活用しながら誰一人取り残すことなく育む教育施策を推進しています。また、中学校区を一体的にマネジメントする学校群単位での改革に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第54号
件 名	障害者施策等の充実について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	12月18日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>陳情の意見陳述については、対象の常任委員会で許可された場合、請願及び陳情の取扱要綱第12条第1項に基づき、陳情1件につき3分以内で陳述を行うことができます。また、申し合わせにより陳述者は、住所・(団体名)・氏名を述べた後、意見陳述を行いますが、その発言時間は3分の中には含めない扱いとなっております。</p> <p>なお、陳述者が守るべき事項として、趣旨説明の範囲を超えた発言を行わないこと等を申し合わせております。</p> <p>このような規定に基づく議事運営を行うに当たって、疑義が生じた場合は議会運営委員会で協議することとなっております。</p>	

番 号	陳情第54号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第2項（障害福祉部障害支援課・障害者更生相談所）</p> <p>電動車椅子をはじめ、補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として使用されるものです。</p> <p>そのため、補装具は、専門職員（医師、理学療法士、作業療法士、補装具製作者等）が補装具を必要とする身体障害者、身体障害児及び難病患者等の個々の（身体）障害の現症、使用目的、生活環境（生活実態含む）、その他真にやむを得ない事情について確認し、総合的に検討を行った後、医師によって処方されます。</p> <p>また、本市では、申請窓口、関係部署において、補装具を必要とする方が、その身体機能に応じた補装具を使用できるよう、申請者に寄り添い、丁寧な聞き取りや説明を行っています。</p>			

番 号	陳情第55号	所管局	市長公室
件 名	皇室の行幸について		
<p>(秘書部秘書課・政策企画部)</p> <p>2025年大阪・関西万博の開催は、大阪、関西をアピールする絶好の機会であり、国内外から多くの方が来訪することによる大きな経済波及効果が期待されます。</p> <p>本市としてもこの好機を逃さず、堺の持つ優れたポテンシャルを生かしてその効果を確実に取り込み、大阪府・大阪市や周辺地域と連携しながら、堺の成長、発展につなげたいと考えています。</p> <p>天皇皇后両陛下は、東京都内の式典等のほか、全国植樹祭・国民体育大会・全国豊かな海づくり大会・国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭にご出席のため地方に行幸啓になり、併せて地元の福祉・文化・産業施設などをお訪ねになる場合があります。また、大きな災害が発生した際には、現地にお見舞いに行かれています。</p> <p>行幸啓においては、過去の訪問事例に照らして行幸啓していただける場所や内容であるかなどを考慮する必要があると考えます。</p>			

番 号	陳情第56号	所管局	総務局
件 名	公文書管理について		
<p>(行政部法制文書課) (教育委員会事務局中央図書館総務課)</p> <p>歴史的文書を含む公文書の管理に関し、本市では、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとり、公文書の作成時にあらかじめ保存期間満了後の取扱いを決定しておくレコードスケジュールの手法を平成30年度から導入するなど、歴史的文書の適切な収集、保存等に継続して取り組み、その環境整備を図っています。</p> <p>歴史的文書については、温度変化の少ない書庫で湿度管理や虫害防止等に取り組むことで経年劣化の低減に努めておりますが、紙媒体で作成された歴史的文書の保存等については、今後も他自治体の取組を参考にしつつ研究する必要があるものと考えています。</p> <p>また、公文書館については、市民の利便性、施設の設置目的等が、より効果的に達成できるようにすることが重要であり、費用対効果も十分に考慮しながら、他の公の施設の活用も視野に入れて引き続き慎重に検討を行っています。</p> <p>中央図書館の再整備については、令和5年1月から庁内関係課で構成するプロジェクトチームを立ち上げ検討しています。</p>			

番 号	陳情第57号	所管局	健康福祉局
件 名	児童発達支援センターの充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置を行います。</p> <p>本施設の運営につきましては、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、平成31年4月から令和6年3月まで堺市社会福祉事業団を指定しています。令和6年度以降の指定管理者の選定については、北こどもリハビリテーションセンターについては安定的に質の高い障害児療育に取り組む事業者が増えてきたことから「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」の規定どおり公募し、南こどもリハビリテーションセンターについては非公募とし、審査の結果、いずれも堺市社会福祉事業団を指定管理者候補者として選定しました。</p> <p>第2項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>単独通園については、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やし、令和5年度からは3歳児についても日数を週1日から週2日に増やしています。</p> <p>今後も、単独通園の日数については、職員配置も含め指定管理者と協議します。</p> <p>第3項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現在、児童発達支援センターでは15名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいています。</p> <p>今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議します。</p> <p>第4項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の人件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。</p> <p>通園バスについては、安全な運行を最優先に、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、指定管理者において毎年送迎ルート等の見直しを行っています。</p> <p>第5項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めています。</p> <p>令和5年度は、同センターの空気調和設備改修工事を実施しています。</p> <p>同センターの設備改修については、今後も必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めます。</p>			

番 号	陳情第58号	所管局	健康福祉局
件 名	歯科検診について		
<p>第1項、第2項（健康部健康推進課）</p> <p>歯周病は全身疾患と関連していることが報告されており、歯周病の発症予防・重症化予防であることから、かかりつけ歯科医で定期検診の重要性の啓発を行っています。</p> <p>歯周病予防対策として、成人歯科検診の対象年齢を30、35、40、50、60、70歳とオーラルフレイル予防対策として71～74歳、75歳以上の生活保護受給者に行っています。</p> <p>かかりつけ歯科医での定期検診の普及啓発と併せ、成人歯科健診の受診勧奨を、広報による啓発や保健センターでの健康教育や保健指導等で行っています。</p> <p>また、自己負担につきましては、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定していますが、市民税非課税世帯に属する方などにつきましては無料としていますので、併せてご理解をお願いします。</p>			

番 号	陳情第59号	所管局	健康福祉局
件 名	予防接種について		
<p>(保健所感染症対策課)</p> <p>新型コロナワクチンの接種は、予防接種法第30条に基づき第1号法定受託事務とされており、予防接種法第6条第3項に基づく特例臨時接種として、国の指示に沿って各自治体を実施しているものです。市町村は予防接種法第8条の規定により接種勧奨の義務を負っており、本市においても国の方針に沿って接種勧奨を行っています。</p> <p>新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。接種を受ける方には、ワクチン接種の効果と副反応のリスクの双方について理解いただいた上で、自らの意思で接種を受けていただくものであることをお伝えしています。</p> <p>本市では、市ホームページの「新型コロナワクチン接種ポータルサイト」の「新型コロナワクチンの効果と副反応」ページに全国の副反応疑い報告数と、そのうちの重篤報告数、死亡報告数など、また本市の副反応疑い報告数や、因果関係と症状の程度別件数などについての情報を掲載しています。</p> <p>また、「広報さかい」令和5年11月号においても、本市の副反応疑い報告数についての情報や起こりやすい副反応について掲載しました。</p> <p>今後も、ワクチンのリスク、デメリット情報をしっかりとお伝えしたうえで、希望される方が正確な情報の下に安心して接種を受けていただけるよう、わかりやすく適切な情報提供に努めます。</p> <p>本市では、「堺市新型コロナワクチン副反応相談窓口」（以下「相談窓口」という。）を設置し、接種後の副反応で不安がある方から寄せられる心身の状態、受診が必要かどうかなどの心配ごとについての相談や、予防接種健康被害救済制度の申請方法に関する説明等について、看護師が丁寧に対応しています。</p> <p>ご要望の健康被害実態調査に関し、本市に健康被害救済制度の申請をされた方については、看護師が直接ご本人に連絡を入れ、審査の進捗状況をお伝えし、また必要に応じ、生活状況や体調についてもお伺いし、ご相談に応じています。</p> <p>また、副反応疑い報告については、予防接種法に基づき、国が直接情報を収集し、その情報をもとにワクチンの安全性の評価、管理や国民への情報提供に活用することを目的とした制度であり、ワクチン接種が原因と思われる症状を呈していることを知った医療機関の開設者又は医師が国に直接報告することとなっています。副反応疑い報告の対象となった被接種者に保健所から直接連絡を行うことは、制度上想定されておらず、また個人情報取扱い上の配慮からも実施していません。</p> <p>しかし、ワクチン接種後の副反応が長引き、不安や心配がある方が、必要な相談や支援につながることは非常に重要です。そのため、本市では、副反応疑い報告を提出される医療機関に対し、接種の際に接種後の注意点に関する啓発チラシを被接種者に配付していただくことなどにより、健康被害救済制度とその申請窓口である相談窓口を市民に案内していただくよう依頼</p>			

番 号	陳情第59号	所管局	健康福祉局
件 名	予防接種について		
<p>しています。</p> <p>ワクチン接種を受けられた堺市民への実態調査については、本市におけるコロナワクチンの総接種回数は約250万件以上であり、接種を受けられたすべての方の健康調査を行うことは困難ですが、不安や心配のある方が、本市の相談窓口に円滑につながり、必要な支援が行えるよう、今後も医療機関を始めとした関係機関と連携し対応します。</p>			

番 号	陳情第60号	所管局	健康福祉局
件 名	公共施設の跡地活用について		
<p>(健康部衛生研究所) (教育委員会事務局学校管理部学校管理課) (堺区役所堺保健福祉総合センター堺保健センター) (建築都市局都市整備部都市整備担当) (財政局財政部財産活用課)</p> <p>衛生研究所については、新金岡複合公共施設整備事業における北消防署建設に伴い、同地への移転を予定しております。移転に伴う跡地の活用については、「堺市公共施設等総合管理計画」の考え方にに基づき、関係部局と連携し進めます。</p> <p>UR甲斐町住宅については、本市と都市再生機構等が共有する建物であり、今後の方向性について、両者が検討の場を持ち協議しています。</p> <p>なお、UR甲斐町住宅のうち、1、2階の施設部分(元第一幼稚園及び元堺保健センター)は本市が区分所有しており、元第一幼稚園については学校管理課が、元堺保健センターについては堺保健センターがそれぞれ管理を担っています。</p> <p>本市所有部分については、建物内外の状況を確認し、URの入居者及び建物周辺住民の安全、安心のため、必要に応じ修繕工事等を行い、アスベストについても、市のマニュアルに基づき適切に管理しています。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(1)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されたことに伴い、大阪府は、法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図る観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料」となる府内統一保険料率などを決めました。</p> <p>「国保の統一化」については、国民健康保険の財政運営が市町村単位から府単位に拡大することになり、多様なリスクを府内全体で分散できるため、急激な保険料の上昇が起きにくい仕組みとなります。さらに、市町村が保険給付に必要な費用は、全額、府から交付されますので、高額な医療費を必要とする加入者が現れたとしても、財源不足にはならず、市町村の国民健康保険財政の安定化につながります。加えて、大阪府が府内の統一的な運営方針を示すことにより、市町村が行う事務の効率化や府内市町村におけるサービスの標準化が進むこととなります。</p> <p>「国保の統一化と統一保険料の廃止」については、国民健康保険法第82条の2第8項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、運営方針に沿わない事務となることから、本市としては実施することは困難と考えています。</p> <p>第1項(2)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険料の算定方式は、法令の規定上、4方式(所得割、資産割、均等割及び平等割)、3方式(所得割、均等割及び平等割)又は2方式(所得割及び均等割)のいずれかによるものとされ、大阪府国民健康保険運営方針において、医療分・支援分保険料はそれぞれ3方式、介護分保険料は2方式と定められていることから、本市は運営方針に従い算定し、賦課しており、均等割をなくすことはできません。</p> <p>なお、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度が令和4年度から導入されています。本市は、国が示す対象年齢、減額割合により軽減措置を実施していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(3)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していますが、令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰出しは認めない」とされています。</p> <p>本市としては保険料率の抑制に向け、大阪府に対し、「令和6年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行う等、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいます。</p> <p>加えて、国に対しては、国庫等の公費負担の更なる引上げ等、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、要望しています。</p> <p>第1項(4)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>特別事情時の短期保険証発行については、国民健康保険法及び国通知により、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合は、緊急的な対応として市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができると示されていることから、本市においても、法令や通知に基づき、個別の事情を十分に聴き取りしたうえで、短期被保険者証の交付を判断しています。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(5)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>滞納処分の執行にあたっては、滞納者との面談の機会を確保する等、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>第1項(6)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>同制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載し、「国保のしおり」は、区役所受付カウンター等に配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。</p> <p>今後も窓口対応においては、市民の立場に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めます。</p> <p>第1項(7)(長寿社会部国民健康保険課・医療年金課)(ICTイノベーション推進室)</p> <p>マイナンバー制度では、個人情報の監視はできないようになってきました。それを実現するため、個人情報を集約して「一元管理」するのではなく、従来どおり各機関等が保有し、必要な情報を必要な時にやりとりする「分散管理」をしたうえで、手続きを受け付ける行政職員だけが必要な情報に限りアクセスできる仕組みとしています。さらに、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督することで不正なアクセスが行われないようにしています。</p> <p>なお、マイナンバーカードは、個人の申請により交付するものであり、マイナンバーカードの取得を強制することはありません。</p> <p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における現行の健康保険証の取扱いについては、今後の国の動向を注視します。</p> <p>第1項(8)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免については、国の通知に基づき、令和4年度保険料をもって終了しました。</p> <p>「大阪府国民健康保険運営方針」において定められた、府内統一基準に基づく保険料減免については、煩雑な手続とならないよう、簡素化に努めます。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(9)(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>本市では、保険調剤薬局(院外薬局)も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項にするなど、国に対して要望しています。なお、現時点においては本市独自での取組は考えていません。</p> <p>制度の周知等については、各区保険年金課でのご案内チラシの配架や、本市ホームページを活用した周知を行っています。また、各区生活援護課においてもご案内チラシの配架に加え、生活相談時などにおいても、医療費の支払いにお困りの方へチラシをお渡しするなどにより行うこととしています。今後も制度の周知を継続します。</p> <p>第2項(1)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされており、本市においては、所得に応じたきめ細かな16段階の保険料設定としています。現在策定作業中の第9期介護保険事業計画期間(令和6~8年度)においても、引き続き、きめ細かな保険料段階区分と料率とする予定です。</p> <p>国に対しては、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう、引き続き要望します。</p> <p>また、軽度者への生活援助サービス等に係る給付のあり方については、現在、国において、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討することとされていることから、国の動向を注視します。</p> <p>第2項(2)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めるとされています。本市におきましては、所得が著しく減少した方や災害により被害を受けた方を対象とした保険料減免のほか、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されています。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に社会福祉法人が実施している利用者負担の軽減措置に対し、本市も応分の負担を行っています。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項(3)(長寿社会部長寿支援課) 介護予防・日常生活支援総合事業については、市独自の基準によるサービスのほか、専門職による従来からの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサービスを継続しており、利用者はご自身で利用するサービスを選択することができます。</p> <p>第2項(4)(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課) 公費による聴力検査・検診の実施の予定はありませんが、高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は本人も気付かないうちに進行することがあることから、医療受診や適切なケアにつながるよう、本市では加齢性難聴に対する啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。本市としては、他の政令指定都市と共同で、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、引き続き要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p> <p>第2項(5)(長寿社会部長寿支援課) 堺市高齢者紙おむつ給付事業については、本市が給付していた給付上限額の9,000円が、全国の政令指定都市平均の約6,500円と比べて高い水準であったことから、令和3年4月に見直しを行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>第2項(6)(長寿社会部介護保険課) 介護保険審査会につきましては介護保険法第184条の規定に基づき大阪府に設置されています。</p> <p>したがって、審査請求の受付や意見陳述については、大阪府介護保険審査会の運営となりますので、ご理解をお願いします。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成31年4月からは、さらに18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡充いたしました。</p> <p>一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。</p> <p>子ども医療費助成は、経済的な事情による受診控えを抑制するといった意見がある一方、大学の実証研究などにおいて自己負担額の無償化は過剰受診を招くことが報告されたと新聞報道されるなど、さまざまな見解があります。また、全国知事会や全国市長会が、全国一律の子どもの医療助成制度の創設を国に求めています。本市としては引き続き、子ども医療費助成制度に対する国や府の動向を注視したいと考えています。</p> <p>第4項（1）（障害福祉部障害支援課）</p> <p>本市では、障害のある方の暮らしの場として、高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活の場となるグループホームの基盤の拡充と機能強化を進めています。</p> <p>基盤の拡充としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行い、事業者負担の軽減を図っています。また、機能強化としては、重度障害者の方や強度行動障害がある方、医療的ケアが必要な方に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。</p> <p>今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項(2)(障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課)</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訪問系及び通所系の高齢者施設・障害者施設の従業員の方に対する新型コロナウイルス感染症の集中的な検査(週に1回)を令和6年3月31日まで継続して実施します。(大阪府の同様の事業に該当する施設は、その事業を優先利用しています。)</p> <p>また、障害福祉サービス等の事業に係る施設又は事業所に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大対策の徹底や、創意工夫等を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるような支援として、通常のサービス提供時等では想定されない費用、いわゆる「かかり増し経費」について、令和5年度についても、国の方向性に基づき、予算の範囲内で補助を行っています。</p> <p>第4項(3)(障害福祉部障害支援課)</p> <p>国の障害福祉計画の基本理念により、入所施設については、現状を維持し、地域で安心して暮らせるための支援を継続したいと考えております。</p> <p>本市では、障害者の重度化や高齢化が進むなか、重度の障害がある方も住み慣れた地域で生活を送れるよう、生活の場となるグループホームの整備を促進しています。</p> <p>障害者の方が地域で暮らすためには、さまざまな支援が必要と考えており、今後も、個々のニーズに応じた在宅サービスを利用することにより、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように取り組みます。</p> <p>第4項(4)(障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>本市では、本市の各部局に対し、本市の優先調達方針の趣旨を説明し、理解のうえ障害者就労支援施設等からの物品調達の推進に協力してもらえるよう依頼を行ったり、作業所で製作した製品の販売促進として、定期的に市役所庁舎等でバザーを開催したりするなど作業所への発注機会の拡大に向けて取り組んでいます。なお、現在は、授産製品を製作する障害者施設のネットワークが運営するアンテナショップパッセにおいて、インターネットや電子カタログを活用した販売も行っています。</p> <p>また、堺市立健康福祉プラザ授産活動支援センターでは、本市や民間企業等との受注・発注のマッチング・コーディネートやホームページ等を活用した情報発信、授産活動に取り組む事業所の交流支援等を行い、工賃の向上に取り組んでいます。</p> <p>令和5年4月には、授産活動の普及啓発のため、広報さかいにアンテナショップパッセの特集記事を掲載しました。今後につきましても、優先調達や福祉事業所の商品の販売への支援を継続します。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項(1)(健康部健康推進課)</p> <p>がん検診の無償化は、受診促進強化期間(コロナ禍の受診控え等を考慮し令和5年度まで延長)として実施しているものです。無償化の継続については、無償化の効果検証を行い、受診しやすい環境整備、受診率向上のための効果的な施策を検討します。</p> <p>また、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、胃がん・子宮がん・乳がん検診については2年に1回とされており、本市も指針に基づいて検診を実施しています。2年に1回の検診に関して、偶数年齢を対象としていますが、前年の偶数年齢で受診ができなかった奇数年齢の方に関しても所定の手続きをとっていただければ、受診できます。</p> <p>第5項(2)(健康部健康推進課)</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して設定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に実施しております。</p> <p>受診券の発行については、医療機関において受診資格の確認が必要なため対象者に送付を行っています。また、受診券の送付時に特定健康診査の受診方法や受診できる医療機関情報を掲載したパンフレットを同封するなど、わかりやすく案内することで特定健康診査の受診につながるよう取り組んでいます。</p> <p>第5項(3)(健康部健康推進課)</p> <p>各種健(検)診につきましては、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の300件以上の協力医療機関で受診でき、移動健(検)診に比べ、受診者の都合のよい日時に受診いただけます。</p> <p>今後も、受診者数の状況をみながら、健(検)診を受けやすい環境の形成に取り組みます。</p> <p>第5項(4)(保健所感染症対策課)</p> <p>带状疱疹ワクチンにつきましては、带状疱疹の疾病負荷、带状疱疹ワクチンの効果についての議論が国において行われており、その定期接種化についての審議が現在も継続されています。</p> <p>本市におきましても予防接種への支援について、今後も国の動向を注視します。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項(1)(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>生活保護の相談を受けた窓口が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p> <p>第6項(2)(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>生活保護法において扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっています。基本的には、法に基づき運用していますが、その取扱いについては、慎重を期すべきことは当然であり、今後も本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げにならないよう慎重に対応します。</p> <p>第6項(3)(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>現下の状況や、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等の取扱いについて見直す考えが国からの事務連絡で示されており、今般、当該事務連絡のとおり、取扱いの見直しを行ったところです。</p> <p>本市においても通知の趣旨を踏まえ、制度を運用したいと考えています。</p> <p>第6項(4)(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>ケースワーカーの人員配置については、適正な生活保護の実施のため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めています。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施するとともに、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど、法令を遵守した丁寧な窓口対応に努めます。</p> <p>第6項(5)(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>経済面などお困りごとにワンストップで対応し、適切な支援へとつなぐ相談窓口「生活相談コンシェルジュ」を各区役所の生活援護課に設置しています。</p> <p>どこに相談したらよいか分からないなどの場合は、お住まいの区の「生活相談コンシェルジュ」へご相談いただけますので、ご利用ください。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みを可能としています。</p> <p>今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第8項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）</p> <p>本市では、堺市基本計画2025の重点戦略の施策として「厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実」を掲げ、庁内の各事業所管課において関連する子どもの貧困対策を推進しています。</p> <p>令和3年度からは、組織横断的な「子どもの未来応援チーム」を設置して、より効果的な取組の推進を図っており、ひとり親家庭の保護者への生活設計セミナーと子どもへの家庭教師の派遣をセットにした「ひとり親家庭親と子のチャレンジ支援事業」、生活保護世帯や生活困窮世帯の中高校生等を対象にした「学習と居場所づくり支援事業」、地域の多様な子ども食堂の取組をサポートする「さかい子ども食堂ネットワーク構築事業」等を実施しています。</p> <p>今後も、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代間で連鎖することのない社会の構築に向け、行政、教育、多様な支援機関、地域が連携した取組を進めます。</p> <p>第9項（子育て支援部幼保推進課・待機児童対策室）</p> <p>保育士の処遇改善については、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担を行うとともに、国の公定価格を上回る職員配置が可能となるよう、市独自の運営補助を行っています。</p> <p>さらに、保育補助者の雇上げに対する補助や、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整える取組を進めています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p> <p>待機児童の解消については、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備などを進め、令和3年から3年連続で待機児童数ゼロを達成しました。</p> <p>今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項 (子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>本市では、児童手当法第21条に基づき、滞納となっているこども園や保育所等の主食費・副食費について、令和3年度より申出徴収制度を導入しています。ただし、本制度は、児童手当受給者が児童手当からの徴収を希望し申出書を提出した場合に限って実施するもので、滞納者全員から強制的に徴収するものではありません。</p> <p>第11項 (子ども青少年育成部子ども企画課)</p> <p>本市では、平成29年度から「さかい子ども食堂ネットワーク」を形成し、子ども食堂の開設に要する経費への補助金(開設支援補助金)の交付をはじめ、運営団体間や企業・有識者等と交流ができる円卓会議を年3回開催するなど、様々な取組を実施しています。</p> <p>資金面の支援については、上記の開設支援補助金の交付に加え、子ども食堂応援プロジェクトとして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより毎年約500万円もの寄附をいただいていることから、この500万円を活用して、希望する団体にプリペイドカードを配付しています。併せて、食材の支援として常設型の「子ども食堂を応援するフードドライブ」の実施や、食材寄付に協力していただける企業・団体の開拓、また、安全・安心な活動のための支援として、各団体に施設所有(管理)者賠償責任保険及び施設入場者傷害保険への加入に対する支援なども行っています。</p> <p>また、令和5年度からは開設3年を経過した子ども食堂を対象に物品等の追加・更新費の助成や子どもの居場所づくりの一環として実施している体験活動を支援するためのアーティスト派遣費用の支援なども行っています。</p> <p>今後も、子ども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各子ども食堂が主体性をもって継続して活動できるよう様々なサポートを実施していきます。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（環境事業部環境事業管理課）</p> <p>本市では、高齢者や障害者の方で自ら所定の場所へごみ出しすることが困難で、かつ身近な人の協力が得られない方へごみ出しのサポート「ふれあいサポート収集」を実施しております。令和5年1月23日からは、「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、新たに70歳以上の高齢者のごみ出し支援を強化するため、対象者を拡大しました。</p> <p>中高層住宅の戸別収集についても、ごみ出しの困難な方については「ふれあいサポート収集」に基づき対応しております。</p> <p>見守り等の対応については、2回連続してごみ出しがない場合、利用者やホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を行います。</p> <p>対象者の要件については、引き続き粗大ごみ及び生活ごみ、資源等の「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等を把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう検討します。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(1)(学校管理部学務課) 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。</p> <p>第13項(2)(学校管理部学校給食課) 令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、令和7年度からの全員喫食制の中学校給食の開始に向けて、取り組んでいます。</p> <p>第13項(3)(学校管理部学校給食課) 学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。多額の公費を伴う学校給食費の無償化の実施は、現時点では困難な状況です。なお、令和5年度2・3学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しているものです。国に対しても、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。</p> <p>第13項(4)(総務部学校改革推進室) 「学校群」とは、中学校区を構成する小・中学校を1つの単位として捉えたもので、本市では、「新たな学校のあり方」として、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むため、それぞれの子どもに応じた「個別最適な学び」と異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、各学校群の状況に応じて「授業の改善」や「カリキュラムの改善」、「学校群マネジメント」の取組を進めます。 取組の実施にあたっては、各学校群の学校立地や児童生徒数、抱える課題等の学校群の状況や、子どもの安全面、負担面も十分に踏まえたうえで、各学校群の創意工夫のもと子どもたちにとって効果的な学びのかたちを検討します。</p> <p>第13項(5)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 放課後児童対策等事業は、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第45号)」に基づいた業務仕様書により委託しています。 なお、本事業は、すべての小学校区で実施しています。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(6)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>運営事業者の選定にあたっては、放課後児童対策等事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>また、指導員の処遇改善については、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>なお、本市では、待機児童が生じないよう、活動場所については専用教室のほか、国の基準を遵守しつつ、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。その利用方法については引き続き学校及び運営事業者と協議を行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	環境局
件 名	特定外来生物について		
<p>(環境保全部環境共生課) (建設局公園緑地部公園監理課)</p> <p>本市では、ホームページや広報さかいを活用してクビアカツヤカミキリに関する注意喚起や情報発信を行っており、相談があれば防除方法等を案内しています。市民や庁内関係課から寄せられた情報は大阪府へ報告し、今後の対策の基礎資料となっています。</p> <p>また、同昆虫の駆除や対策については、被害木がある土地所有者や施設管理者が対応することになり報奨金等ありませんが、公園等の市有施設では、施設管理者が適宜、薬剤散布、ネット巻きや伐採等の対応を行っています。</p> <p>同昆虫の被害を確認した場合は、被害拡大を防ぐため、成虫の捕殺や殺虫剤の使用等による駆除にご協力をお願いします。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（環境事業部環境業務課）</p> <p>本市では、各戸収集を推進しておりますが、狭あい道路や袋小路、私道等があり収集車両が進入できないため、収集路線の道路上にごみ集積場所を設置・管理していただいている地域もあります。</p> <p>小型ごみ収集車の導入については、本市が収集委託の基準としている2tパッカー車に比べて非常に積載量が少ないため、相当の人材・機材が必要となり、多額の費用がかかることから困難であると考えています。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項(1)(交通部公共交通担当)</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持確保している現状となっています。また、常磐地域においては堺市乗合タクシーを運行し、北区役所最寄りの新金岡駅前に接続していますので、ご利用ください。</p> <p>第2項(2)(交通部公共交通担当)</p> <p>堺市乗合タクシーの予約締切時間については運行開始当初、乗車の3時間前としていましたが、利用者の要望を踏まえて委託事業者と調整し、乗車の2時間前とする改善を行っています。現在の乗車の2時間前までの予約については、予約を受けてから確実に配車するために必要な時間を考慮し設定していますが、更なる改善が図られるよう新たな予約手法について引き続き検討します。</p> <p>第2項(3)(交通部公共交通担当)</p> <p>当該地域においては、過去に南海バス株式会社が路線バスを運行していましたが、廃止された経緯があり、現在、本市において堺市乗合タクシーを運行しています。当事業においてはこれまで地域からの要望等を踏まえて、令和4年3月に中村町北へ停留所を追加するなど運行改善を行っています。</p> <p>本市としては、引き続き交通事業者と連携し、市民の皆様からの様々なご意見等も参考とさせていただきますながら、公共交通の利便性向上につながる施策の検討や展開に努めます。</p> <p>第2項(4)(交通部公共交通担当)</p> <p>人口減少に伴う通勤・通学利用の減少や運転手不足の恒常化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う働き方や人の行動変容など新しい生活スタイルにより、バス事業者の経営環境はさらに厳しい状況にあります。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、市民及び事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第64号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。</p> <p>また現在、人口減少に伴う通勤・通学利用の減少や運転手不足の恒常化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う働き方や人の行動変容など新しい生活スタイルにより、バス事業者の経営環境はさらに厳しい状況にあります。</p> <p>泉ヶ丘から鳳駅へのバス路線の新設につきましては、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社にお伝えします。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課・子ども育成課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、子ども、障害者、妊婦、生活困窮者は対象としていません。</p> <p>本市としては、今後とも市内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。</p> <p>南海バス株式会社においては、「バス乗り継ぎ制度については、元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用者の負担が増えないように導入したもので、当該制度が残っている以外の路線に仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことです。</p> <p>本市としては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持・確保している現状となっています。</p> <p>また現在、人口減少に伴う通勤・通学利用の減少や運転手不足の恒常化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う働き方や人の行動変容など新しい生活スタイルにより、バス事業者の経営環境はさらに厳しい状況にあります。</p> <p>城山台回り泉ヶ丘行きのバス路線を、南区役所近くを経由する路線とすることにつきまして、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社にお伝えします。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバス及びバスロケーションシステムの導入や、おでかけ応援制度の実施などの公共交通の利便性向上や利用促進に事業者とともに取り組んでいます。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、市民及び事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>第4項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>本市としては、今後とも市内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
<p>(都市計画部都市景観室)</p> <p>まちなみ再生事業における現在のまちなみ修景補助制度については、平成27年度から10年間を事業期間として取り組んでおり、令和6年度が最終年度となっています。制度終了後も当地区において歴史的なまちなみの再生を進めていくためには、地区に住んでいる方や建物等を所有している方の理解と協力を得ながら、町家などの歴史・文化資源を活かした魅力の創出に取り組む必要があると考えています。</p> <p>このことから、地域住民のご意見を聴きながら、道路の無電柱化や美装化の検討、まちなみ修景補助制度の見直し等に取り組みます。また、鉄炮鍛冶屋敷などの歴史的建造物の活用や町家の利活用促進、周遊環境の向上など、当地区における魅力創出に資する取組などと連携を行います。</p>			

番 号	陳情第67号	所管局	建設局
件 名	堺東駅北側通路について		
<p>第1項（土木部西部地域整備事務所） 先日の立会にて確認しました踏板部の欠損部について、部分補修を行います。</p> <p>第2項（土木部西部地域整備事務所） 階段の黄色線については通行人の安全性を考慮し、今年度内に補修を行います。なお、階段部の塗装（赤色）については、今後壁や天井の塗装と併せて検討します。</p> <p>第3項（土木部西部地域整備事務所） 平坦部の通路の塗装については、今後壁や天井の塗装と併せて検討します。手すりについては、研磨などの対応を行います。</p> <p>第4項（土木部西部地域整備事務所） 壁や天井などの再塗装に関する手法や費用等について検討します。また、現在塗装が浮いている部分については、今年度内に補修を行います。</p> <p>第5項（土木部西部地域整備事務所） 今年度にトンネル内の照明灯全灯について、新しいLED灯具へ交換しています。</p> <p>第6項（土木部西部地域整備事務所） 自転車用のスロープについては、これまで市民の皆様からのご要望を踏まえ、設置や拡幅、スロープ端部のズレ止め等の対策を実施してきました。ご要望のスロープの傾斜緩和や拡幅につきましても、現在の地下通路の構造上、対応することは困難ですが、部分的な滑り止め措置等の対策可能なものについては実施します。</p> <p>第7項（土木部西部地域整備事務所） 委託業務において、定期的（週2回程度）に清掃を実施しています。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	教育委員会事務局
件 名	感染症対策について		
<p>第1項（学校教育部学校保健体育課）</p> <p>9月以降、学校においては集団かぜによる学年・学級休業等が増えており、かぜ等の感染予防・感染不安のためマスクを着用している児童生徒もいること、これまで校園長に対し、マスク着用の考え方の見直しについて機会をとらえて周知していることから、問い合わせがあった時期に全校一斉の通知を発出する予定がないことをお伝えしました。</p> <p>児童生徒にマスクの着脱を強いることはできませんが、運動時等、マスクの着用による熱中症の危険性を十分に説明したうえで、マスクをはずすよう指導することやマスクの着用の考え方の見直しの趣旨の理解促進のため、インフルエンザ等感染症の流行が収まる時期に、改めて校園長や保護者等への周知を考えています。</p> <p>第2項、第3項（学校教育部学校保健体育課）</p> <p>校園長から発出される文書等については、校園長の裁量において、内容等を適切に判断し発出されているものと考えています。</p> <p>教育活動においては、マスクの着用は求めず、個人の判断に委ねることとし、その意思を尊重することとしています。感染症を他者に感染させないためや、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスク着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。</p> <p>個別の事象によりませんが、マスクの着用を強制するようなことはあってはならないと考えており、そのようなことがあった際には、校園長に対して個別に指導を行います。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>各運営事業者の1ルームにおける、令和5年10月の履行確認結果は次のとおりです。なお、運営事業者名は、公開することで運営事業者の優劣を誤認されるおそれがあり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、お示しできません。</p> <p>A運営事業者が運営するaルームについては、委託業務仕様書どおりの配置が行われていました。</p> <p>B運営事業者が運営するbルームについては、保育時間内の一部の時間帯に補助員1人が不足していた日が2日、保育時間内のすべての時間帯に補助員1人が不足していた日が4日ありました。</p> <p>C運営事業者が運営するcルームについては、委託業務仕様書どおりの配置が行われていました。</p> <p>D運営事業者が運営するdルームについては、主任指導員等役職者不在の時間帯を放課後児童支援員で対応していた日が1日ありました。</p> <p>E運営事業者が運営するeルームについては、預かり開始前の準備時間において、補助員1人が不足していた日が1日ありました。</p> <p>上記のいずれのルームも、実際の利用児童数に応じて必要な指導員は配置されていましたが、委託業務仕様書では登録児童数に応じた配置を求めているため、運営事業者に対して改善するよう指導しています。</p> <p>また、配慮を要する児童への対応等のための追加配置指導員については、配置を義務付けていませんが、一部配置されていないルームがありました。</p> <p>なお、本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する補助員を含む指導員の経験年数について、本市は把握していません。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本事業に必要な物品として、事務机、事務椅子、冷蔵庫、保管ロッカー、児童用シューズボックス、更衣ロッカー、テレビ及び児童用座卓を運営事業者に貸与しています。これ以外の物品は、運営事業者が準備するものと委託業務仕様書に定めており、各運営事業者の裁量としています。</p> <p>また、活動場所の衛生状態を保つための清掃及び活動場所にある機器の維持管理のための清掃についても、運営事業者の業務内容として委託業務仕様書に定めています。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>令和5年4月から10月までの間における研修の開催回数は次のとおりです。なお、参加率は報告を求めているため把握していませんが、現在、報告内容の見直しを行っています。 A社 59回、B社 28回、C社 63回、D社 69回、E社 66回</p> <p>なお、運営事業者名は、公開することで運営事業者の優劣を誤認されるおそれがあり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、お示しできません。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する指導員の雇用条件等については、受託した運営事業者の裁量事項となっています。</p> <p>また、委託業務仕様書には「指導員の労働条件の改善の取組」を明示することは定めていません。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>のびのびルームの運営は、仕様書及び運営事業者の提案内容に基づき実施しており、本市として、運営協議会の設置は予定していません。</p> <p>なお、本市では、運営状況を把握するため、利用児童及び保護者を対象にアンケートを実施しています。当該アンケート結果を運営事業者と共有し、より効果的な事業実施に努めます。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、待機児童が生じないよう、活動場所については専用教室のほか、国の基準を遵守しつつ、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。</p> <p>専用棟の照明については、令和5年度中にLED照明への更新が完了予定です。また、専用教室の床については、劣化等を確認しながら、カーペットからクッションフロアに改修しています。</p> <p>なお、経年劣化等に伴う施設の更新については、本市職員によるルーム巡回時の現場確認等を行い、計画的な環境整備に努めます。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>教育次長及び地域教育支援部長が、榎小学校のびのびルーム及び三国丘小学校のびのびルームの視察を行い、次のとおり市長に報告しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が一時的に一か所に集まって遊んだり、宿題をしたりすることで、慌ただしく感じることや、活動場所が狭いと感じられることはあるものの、共用教室や運動場を活用することにより、児童が過密にならないよう活動していた。 ・学校の理解・協力を得ることにより、専用教室のみでなく、共用教室においても、のびのびルームで使用する冷蔵庫等の備品が配備されており、円滑に運営されていた。 ・それぞれの活動場所に指導員を配置することにより、児童の見守りを適切に行っていた。 			

令和5年 第5回市議会(定例会)陳情回答綴

令和5年12月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-23-0023

